

第四十六回国会
衆議院
文教委員會議
録
第二十号

昭和三十一年四月十五日(水曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事小澤佐重喜君 理事坂田 道太君

理事長谷川 峻君 理事南 好雄君

理事二宮 武夫君 理事長谷川正三君

理事三木 喜夫君

小淵 恵三君 木村 武雄君

熊谷 義雄君 佐藤 孝行君

谷川 和徳君 床次 徳二君

中村庸一郎君 中山 榮一君

西岡 武夫君 橋本龍太郎君

原田 憲君 松山千恵子君

湊 徹郎君 前田榮之助君

和田 博雄君 受田 新吉君

出席國務大臣

文部大臣 灘尾 弘吉君

出席政府委員

文部政務次官 八木 徹雄君

文部事務官 蒲生 芳郎君

(大臣官房長) 文部事務官 福田 繁君

(初等中等教育局長) 委員外の出席者

文部事務官 木田 宏君

(大臣官房総務課長) 専門員 田中 彰君

委員松山千恵子君辞任につき、その補欠として篠田弘作君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員篠田弘作君辞任につき、その補

委員篠田弘作君辞任につき、その補

委員篠田弘作君辞任につき、その補

委員篠田弘作君辞任につき、その補

委員篠田弘作君辞任につき、その補

委員篠田弘作君辞任につき、その補

委員篠田弘作君辞任につき、その補

委員篠田弘作君辞任につき、その補

委員篠田弘作君辞任につき、その補

委員篠田弘作君辞任につき、その補

委員篠田弘作君辞任につき、その補

委員篠田弘作君辞任につき、その補

委員篠田弘作君辞任につき、その補

欠として松山千恵子君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員大石武一君、中村庸一郎君、松

田竹千代君、森清君及び山口喜久一

郎君辞任につき、その補欠として湊

徹郎君、西岡武夫君、佐藤孝行君、

中山榮一君及び小淵恵三君が議長の

指名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君、佐藤孝行君、中山

榮一君、西岡武夫君及び湊徹郎君辞

任につき、その補欠として山口喜久

一郎君、松田竹千代君、森清君、中

村庸一郎君及び大石武一君が議長の

指名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君、佐藤孝行君、中山

榮一君、西岡武夫君及び湊徹郎君辞

任につき、その補欠として山口喜久

一郎君、松田竹千代君、森清君、中

村庸一郎君及び大石武一君が議長の

指名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君、佐藤孝行君、中山

榮一君、西岡武夫君及び湊徹郎君辞

任につき、その補欠として山口喜久

一郎君、松田竹千代君、森清君、中

村庸一郎君及び大石武一君が議長の

指名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君、佐藤孝行君、中山

榮一君、西岡武夫君及び湊徹郎君辞

任につき、その補欠として山口喜久

一郎君、松田竹千代君、森清君、中

村庸一郎君及び大石武一君が議長の

指名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君、佐藤孝行君、中山

榮一君、西岡武夫君及び湊徹郎君辞

国立教育会館法案を議題といたしま

す。

質疑の通告がありますので、これを

許します。三木喜夫君。

○三木(喜)委員 私は教育界の大先輩

である天野貞祐先生に來てもらつて、教

育会館に關連して研修ということにつ

いてかなり突つ込んでお聞きしたいと

思つたのですが、先生は財団法人の理

事長として來たということ、非常に

巧妙に体をかわされた。それから二宮

さんの質問に対しては、私は教育者と

してやつてきたのだと、今度そういう

答弁をされたりして、私は当日こうし

た教育界の元老がこういうような態度

であられるということに非常に遺憾な

氣持ちを持ったのです。しかしながら

先輩でもありますので、そういう点に

も触れずそのままになったのですが、

非常に遺憾に思つたものです。した

がつてきょうはその当日お聞きした

かつた点についてひとつ文部当局に

聞きたいと思うのです。

川崎君のほうからも資料の要求をさ

れておりましたが、私は一番研修とい

うことが問題になると思うのです。こ

の教育会館というものは、教育会館と

いう名前は持つておりますけれども、

研修会館である。特によく指摘しまし

たように、いわゆる館長が自分の意

思、教育会館の意思でいろいろな研修

会とか講習会を主催することができ

るといふ文面がある以上、いよいよも

つて研修という問題についても少しお聞

きしておかなかつたら、将来の運営に

も問題があると思うのです。

そこで「寄附行為設立趣意書」の中

に、「わが国の将来の発展の基礎は、教

育が真にその成果を發揮し、新しい時

代に担い手としてすぐれた資質と能力

を有し、心身ともに健全な青少年を育

成する」これは教育の大眼目ですから

けつこうでございます。全国八十万の

教職員は、おのその職務を自覚

し、時勢の進展に即応し、絶えず識見

をみがき、父兄の信頼にこたえる教育

を実施するよう努力している」こう書

いてある。これも現状認識であるから

けつこうだと思ふ。そこで「さらに効

果的な研修活動の向上、各種の教育研

究活動の育成をはかるため、組織的な

研修機関の充實を行なう」こういうこ

とになっております。そこで、私は研

修の問題をここに出してお聞きしたい

と思ふのです。これらの方途というも

のはすでに文部省が実施されておるこ

とに尽きると私は思ふ。教育会館の問

題を出してくるときに、それに対して

場所を与えようということだけで私はい

ふと思ふのですが、これと教育会館と

をひくくする、関連させて「組織的

な研修機関の充實を行なう」こういうこ

とがあります。さてどういふような

組織的な研修機関の充實をやられるの

か、その点を文部省が研究したいと思

ふ。連してひとつお答え願ひたいと思

ふ。

○福田政府委員 ただいま文部省にお

きましては、全国の小、中、高等学校

の校長あるいは教員、指導主事等を対

象にいたしまして、教育課程の改正に

伴う教育研修会を開催いたしております

ことは御承知のとおりでございます

す。これはこの前の当委員会におきま

して申し上げましたように、教育課程の

改定に際しまして、現場の学校でいか

なる指導上の問題点があるかというよ

うな具体的な問題をとりあへての研究大

会でございます。これを開催いたしま

すにあたりまして、各都道府県の教育

委員会がそれぞれの管内の学校の教職

員を対象にいたしまして、やはり同じ

ような研究集会等を行なつておりま

す。このほかに校長、主事等の研修講

座等も実施しております。あるいはま

た道徳教育の講習会あるいはその他の

理科教育あるいは職業教育、いろいろ

な各種の分野にわたつて研修会があ

るいは講習会等を実施いたしております

が、これは文部省並びに都道府県の

教育委員会あるいは市町村の教育委員

会等が協力して、教職員の資質の向上

をはかる意味におきまして実施いたし

ております研究集会でございます。も

ちろんこれらは行政機関としてやるわ

けでございますが、そのほかに民間の

団体等におきまして研究会あるいは講

習会等がいろいろと実施されております

す。そのために全国的な団体もあるい

は都道府県単位の地方的な教科研究団

体等もいろいろの研究をやつておりま

すことは、これ御承知のとおりでござ

います。できる限り私どもといたしま

してはこれらのいろいろ行なわれてお

ります民間の団体あるいは教育委員会

等の行政機関で行ないます研究集会等

の行政機関で行ないます研究集会等

の行政機関で行ないます研究集会等

の行政機関で行ないます研究集会等

の行政機関で行ないます研究集会等

の行政機関で行ないます研究集会等

の行政機関で行ないます研究集会等

の行政機関で行ないます研究集会等

の行政機関で行ないます研究集会等

の行政機関で行ないます研究集会等

の行政機関で行ないます研究集会等

の行政機関で行ないます研究集会等

が、一そうこの連係を保って、そして組織的に教員の資質の向上をはかっていくような対策を講じていただければ、非常に今後の問題としては能率を上げ得るのではないかと、効果を期待し得るのではないかと、こういうように思っておるわけでございます。そういった意味でできる限り今後も相提携しながら組織的にこういう研究集会等を実施していきたい、こういう考えを持っておるわけでございます。ただそれにあたりまして現在行なっております研究会、講習会等で十分であるかと申しますと、必ずしもまだ十分でないようにございまして、したがって今後また新しくいろいろな企てが行なわれ得る余地もあるのかと思うのであります。そういうことは中央、地方両方にまたがりまして今後出てくる問題であらうと考えるわけでございます。

〔委員長退席、長谷川（峻）委員長
代理着席〕

○三木(喜)委員 それは文部省の考え方で十分じゃないですか。教育会館にそういうような使命を負わすことはできないと思うのです。趣意書の中にそういうことが書いてある。文部省は組織的にいままでやっておられるのじゃないですか、まだ足らぬのですか。

○福田政府委員　文部省でいろいろやっておりますけれども、全国の教職員は非常に数もたくさんおります。また一つの研究会といたしまして、それに参加してもらう教職員の数というのは、全体から見れば微々たるものでございます。そういう意味で、できる限り計画的に毎年進めてまいっておりますけれども、なお足りないわけでございます。内容等につきまして

も、もちろん時代の進歩に応じて改善向上をはかっていく必要がございまして、いかなる場合におきましてもやってやり過ぎるということはないわけでございます。まだ現在の段階において十分だとは申し上げられない現状であろうと思います。

○三木(喜)委員　十分であるとかないとかいう問題でなくて、私の言うのは、教育会館にこういう使命を負わさなくても、文部省それ自体が十分にそれに向かってやられておるのでですから、この設立趣意書の中にこういうことを負わしていくことに私は問題があると思うのです。それを言うわけですから。その点の関連をひとつ聞かしていただきたい。

○福田政府委員 文部省でもちろんやるものもございますし、また文部省など必ずしも国のやる事業として適当でないというようなものもあるうかと思ひます。たとえばこの前ちよつと一列と

して申し上げました語学の研修会だとか、あるいは一般の教職員を対象にした文化教養講座といったようなものは、こういった団体のほうが仕事としてはできていいのじゃないか、あるいはまたそういう設備等を十分持つておられますので、そういうことを計画してみずからやるということがむしろ適切じゃないか、こういうような考え方でおるわけでございます。したがつてもちろん文部省のやることと重複する必要はございませんけれども、いろいろやはりそれぞれの機能に応じて具体的な問題をとらえてやることは適切な効果を上げ得るゆえんではなからうかと考えるわけでございます。

○三木(喜)委員　私は研究と研修というものには、国がやるどころの研究というものもあると思うのです。そういうものとは、国がやるどころの研究というものと教職員の研修というものとが一致していくとかあるいはその連携をはかるとかいうことが、組織的、計画的なものでないかと思うのです。たとえば国立教育研究所というものがありますね、それとの関連は何もこの教育会館との間に関連はない。ただあなたの方の恣意のままだに、文部省の意図のままだに教職員をこのようにして研修するんだという使命を教育会館に負わしておられますけれども、しかしながら、組織的、計画的にという以上、国の研究機関というものも厳としてあるのです。それとの関連を教育会館にも持たすということも一つの組織的な計画じゃないかと思うのです。その点が抜けておると思うのです。それでお願いしておたわけですが、その点どうですか。

いと思うので、運用の中でやっていくということはそのれでよくわかりますが、そこで運用をわれわれとして聞いておるわけなんです、これは三十八年の文部統計要覧ですが、きょうまた三十九年のを配つてあるようですが、これによりますと、研究機関数が一〇六ページに出ております。科学技術研究機関とか、あるいは専門別研究機関とか、いろいろあるのですが、きのう私党内の科学技術特別委員会の会合をやりました、その席上で、ほかからも参考人を呼んできて、いろいろ聞いてみますと、原研におきましていま一番問題になっておることは、文部省関係の研究所、あるいは大学の研究所というものとの関連がうまくいかない、そこに盲点があるということをおききわめて言っておられました、私はこの教育会館というものがサービスマン機関であり、連携機関であるというたてまえをとるならば、そういうところとの連絡

○福田政府委員 文部省所管の研究所以外におきましても、非常に有益な資料などを刊行しておるものが相当ございます。また文部省所管以外の研究所等におきましても、御指摘のようにいろいろためになる資料が相当出されておるわけでございます。そういう資料等におきまして、利用できるものはできる限り私どもとしては今後教育会館にも備えて、一般の教職員の研修の参考にしたしたい、こういう考え方を持っておるわけでございます。この二十条の三の中にも、「内外の資料を収集し、整理し、保存し」というような規定がございますが、これはすなわちそういった研究所、あるいは研究所でなくても、適切な資料等をここに備えまして、できる限り適切な利用をはかっている、という趣旨でここに規定を置いているわけであります。

○三木(喜)委員 それは法律の中にむしる明記して、そういうところは国立

教育会館と連携をとって資料を出してもらうとか、こういう方面とかいうようなことを私はある程度うたう必要がある。そういう方面にも手を伸ばしておくことが、教育会館というものの幅を広げるので、いま一番問題になってくることは、教職員だけに研修を押しつける場でないかということに不信があるわけなんです。そうした広げ方を私は今後やられることが望ましいと思うので、いまさら法律の中にうたえるということにはむずかしいと思います。あなたのおっしゃる資料の中というのは逃げ口上です。それならば、いままでの研究所からどういいうような資料を整えられたか。これはいままでのやり方、そういうことに使った、こう

○福田政府委員　いままで、もちろんまだ教育会館ができておりませんから、ここでは扱えませんが、文部省としては教育研究所などで発表された研究結果というものは最大限に利用しているつもりでございます。ただし、講習会などに直ちにそれが全面的に使えるというものでなく、やはり事柄によりましてそれを部分的あるいは講習会用に若干の手を加えて演習などに使うということは、当然いままでもやっておりますでございます。そういう面で利用いたしておるのでございますが、あまり科学技術の高度のものにつきましては、いままでまだそういう必要がありませんので、やっておりますけれども、一般的な資料としては活用いたしております。

いうことで、この中にある主權に似合うようなことばを使ってあります。しかしこれは法律がないから、教職員については三方面からの法律で研修の義務、それから設置者あるいは任命権者は研修を行なうところの条件整備、これを義務づけられておる。こういうものがある。教職員と、それから全然サービス機関で、一般人を対象にする競技場法というものと、だいたいここに考え方のずれがある。いつもこれを参考にしておる、こういうようにおっしゃいますが、こういうように会館とか競技場あるいは原研、こういうものはそこ自体が十分研究して、そしてそれを資料としてお渡しする、こういう機能を持つておるのです。そこでいま

さら教育会館にいろいろなことを研究
しなさい、そしてやりなさい——こ
れは後に人員の問題で私触れたいと思
いますけれども、人員スタッフの関係
ではできないかとも思います。そうし
ますと、やはりそういう研究所という
ものとのタイプアップというものを私は
この際考えることこそ前進になる、い
ろいろな疑いを持たれない一つの方途
ではないかと思うのですね。そこでお
聞きしておるわけなんです。そういう
点について今後よく連絡をとって、
そういうところのエキスを現場に持つ

それから今度は教職員の研修のあり方についてはお尋ねしたいのですが、研修ということ、これについていろいろ自分でも検討してみました。しかしながら、文部省が考えておられるような研修と、私が理解するところの研修とが若干違つてきておるように思うのです。いままで文部教研をずっと進めてこれ、そうして、まだこれでは満ち足りないから今後もうんとやらなければいけない、こういう立場に立たれる以上、研修という問題についてどうお考えになっておるかということをはっきりお聞きしたいと思います。

○福田政府委員 研修ということに私

いろいろな別な意味があるとは考えておりません。やはり教職員としては生徒、児童の指導が第一でありますから、したがって教壇に立って自信を持って子供を指導できるような知識といろいろな能力というものを備えていただくのが先生の研修の目標であろうと思います。そういった意味から、具体的にある場合にはやはり実技の講習会、研修会みたいなものも必要でございましょう。また、先生自身が直接自分の担当する教科でなくても、広く教養を身につけるといふような意味で高い研修というものも必要であろうと思います。あるいはまた、具体的に担当しておりますところの教科をどういうぐあいに指導していくかという指導方法等についての研修ということも必要であろうかと思えます。そういう内容によってはもちろんいろいろあると思えますけれども、研修そのものに私

○三木(喜)委員　研修というものを私は考えますのに、いまの文部省の考え方は、これは一面的な考え方だと思つてです。教育に必要である、あるいは教養を高め、あるいは人格、識見をみがく、こういうことは文部省自体がやらなくとも、各個人が自発的にやる面も私はあると思うのです。そこで、いま研修をやられるところの一つの方針として、あるいは方法としてお述べになりましたが、私はやはりいかにすれば自己研修をやれるか、そういう方向に教職員がいくか、こういう考えを一方に持っておきながら研修をやらなければ、いま一つの疑問点とし、あるいは疑いを持っている点は、天下り式に研修をやられて、そうしてその研修に對するところの意欲というものを失うと

いうようなことも考えられると思うの
 です。そういう点から考えますと、い
 たずらに数の多きをねらい、あるいは
 一堂に集めて文部省がやられなかつた
 ら研修はできないんだという考え方は、
 私はちよつと疑念があると思うの
 です。それよりももう一步掘り下げ
 て、教職員の自発性に待つところの研
 修というものをどのようにしたらやれ
 るか、こういう方途を考えるべきだと
 思うのです。いまそれが抜けておると
 私は思うのです。その点についての配
 慮はありますか。

やはり多くの教師に對しまして、そういう研修の機会を提供するということは文部省なり教育委員会の一つの任務だと考えております。そういう意味でその任務を遂行するために、できる限りりっぱな運営をいたしまして、そうして先生方の研修に十分効果をあげるようにいたしたい、こういうように思っておるわけでございます。また文部省あるいは教育委員会が主催する研修だけでなく、もちろん民間の教育団体などが自主的にやります研修についてもできる限り御援助をする、こういうような考え方で若干の補助金を出しておる団体もございます。そういう考え方をもちまして、団体あるいは教育行政機関が行ないます研修につきましても、やはり考え方としては同様な態

度で私どもは臨みたいと考えております。

○三木(喜)委員　文部省が民間教育研究団体に助成金を出す。一億円の金の配分がこの間行なわれましたが、そういう意図はわかりますし、この問題はまた別に触れるといたしまして、いまあなたのほうでおっしゃいました研修というものを効果あらしめようと思うならば、一面的な考え方では私どもは問題があると思うのです。なぜこんなことを言いますかという、いままで文部教研に行かない者については職

務命令、そうして職務命令違反だといふことで罰則をこれに加える、こういうような動きがあったわけですが、この間うちから大臣並びに初中局長のお話を承りますと、この教育会館におけるところの今後の研修はどこまでも自由だ、こういうお話があったわけですが、私は自由だから教職員がサボるという性格のものではないと思うのです。そういう自由性を持たせるところに自発性の原理にさおさすこともできると私は思うのです。これはあなたの方がおっしゃったのは、ここに主催するもの、教育会館が主催するものについては自由だとおっしゃったのかもわかりませんが、その辺が私はいまはつきりいたしません。自由ということばがでておきます。それは一つの進歩だと思ひます。かりに教育会館が主催するといふようなことがあるとしても、そのことに對して拘束性を持たないといふことは、私は大事だろふと思ひます。あるいはまた文部教研につきましても、いままでそういう拘束を現場においては持つておいた。そういう点はどういうふうに思われますか。

○福田政府委員 御承知のようにかつて数年前道徳教育の講習会などを実施いたしましたときに、教組の非常に強い反対を受けまして、講習会が妨害されたり、あるいはまた参加者についていろいろ問題がありましたことは御承知のとおりであります。そういうときには果の教育委員会としてはある程度参加することについて強い態度で臨んだことは事実でございます。しかし、現在におきましては非常に事態が變つてまいつておりまして、果の教育委員会なり文部省の主催する講習会を見

ましても、非常に冷静に行なわれております。かつてのようなとげとげしい事態というものは一つもございませぬ。したがって私どもとしては、この文部省主催の講習会につきましても、そういう強制するといふようなことはもちろん考えておりませんし、また今後教育会館が何らかの研修会等主催する場合におきましても、この前大臣が申し上げました趣旨は、教育会館自体が参加を強制するようなものではないといふように申し上げたように私は伺つたのでございます。そのようにあるべきだと私も考えております。

○三木(喜)委員 いまの初中局長のお話の中で出てまいりましたことですが、一つは研修といふものを効果あらしめるといふことですね。効果あらしめるためには、一方的なものの考え方、やり方といふものを排除しなければならぬ。その効果といふものをいまひとつ考えながら、もう一つはとげとげしい対立があつたことも事実でありますから、なぜそういう対立があつたかといふことの反省もなされなければならぬと思ひます。だから職務命令を出した、こういうことには、特に教育ですから、教育行政をやるものとしてはやつてならないと思ひます。そういう点の反省はありますか。

○福田政府委員 非常に不幸な事態でございましたが、私どもとしてはそういうことは今後絶対にないと思ひておりますし、またあつてはならないと考えるわけでありま。

○三木(喜)委員 研修自体のあり方としてやはり自発性の原理にさおささなければならぬ。自分からやる自主研修といふことにやはり主体を置かなければ

ならないといふ考え方もあつただろうと私は思ふのです。私が先がたから言つておりますところのそういう要素もその中に包含しておつたといふこともお考えいただかなければならない、こう思ふのです。

その次に、この研修について、この間天野先生にも話をしたわけですが、研修を阻害されるような要素がまだほかにやはりあると思ふのです。そういうものについて文部省はどういうふうに考えられておるか。私はあとでその具体的問題については申し上げたいと思ひますけれども、たとえば社会的情勢あるいはあなた方がやつておられるところの学力テスト、動評に連なる研修、こういうところが研修といふものを非常に強めておるようであつて、それ自体研修といふものを弱めて、あなたはよくやりますねといふような評価のしかたは私はいふと思ひますが、研修会と講習会とこれを関連させて考えていくところの動評といふようなもの、こういうものも私は問題にならうと思ふ。そういう点をどういうふうに考えられるか。教育会館を建てることはけつこうです。しかしそれを真実自主的な研修の場とするためにはそういうものの考慮といふものも考えなければならぬ。文教行政を進めていく上にもやはり大事な観点じゃないか。天野先生にこの点を聞きたいと思つたのですけれども、私は財団法人の理事長としてやつてきたとおっしゃる。これでは話にならない。教育界の大先輩ですからその点について私はよくお考えになつておるだろうと思つて聞いた。そういう点の配慮はやはり

せなければならぬと思ふのですが、どうですか。

○福田政府委員 お尋ねの趣旨が私には十分理解できないのでございませぬが、研修自体は私は何ら動評などとは関係はないと考えております。現在地方あるいは中央において行なつております研修につきましてはそれぞれの目的によつて十分効果をあげ得た場合もありま。また所期の効果を一〇〇%はあげ得なかつたといふこともございませぬけれども、しかしそれは研修の目的に沿つてそれぞれ行なわれていくわけでございます。他の要素について、あるいは動評などと関係があるようにこれを考えるのは適切ではないかと考えております。それによつてまた何か研修の効果そのものが減殺されるといふようなお尋ねのようには思ひませんけれども、私もそれはそういうことは考えておりません。研修は研修として一本やりで効果をあげるように進めていくのが当然だし、今後におきましても私もそれはそういう心がまえでやりたいと考えております。

○三木(喜)委員 そういう考え方といふものは私はやはりこの教育会館法の中にも生きてきておると思ふのです。やはり猪突猛進的に研修をやらなければならぬ。もつと突つ込んで言へば、教育会館をつくつて、そして教職員を研修の場からコントロールして、こういう意図が如実に出てくるのです。ここで私は天野先生にもお聞きしたわけですが、三十九年の三月三十日「教育論調ハイライト」といふところにこういう記事が載つておるわけですが。それはこの「教育論調ハイライト」だけではなくして時事通信の

教育版にも同じことが載つております。総合雑誌の四月号からその要点を引っぱり出してある。それは御存じのように岐阜県教組の組合員の大量脱退問題、これはこの前委員会でも取り上げられて、文部省は関知せぬことだといふようなことになりましたけれども、新聞あるいはこの総合雑誌の論調はこういうようにあげております。私は一方的にあなた方にこれを押しつけるつもりじゃないのですけれども、この考え方ひとつ考えてみなければならぬのじゃないかと思ふのです。これは名古屋大学の助教授竹内良知氏が、世界に「教育を歪めるものは誰か」で、この問題について。竹内氏の文章には「岐阜県における「教育正常化」について」とのサブタイトルがついてる。竹内氏は「教育の正常化」は「端的にいへば、日教組翼下の組合組織を破壊することである。しかし、それはけつして教組の組織だけではない、学校教育の成り立つ人間の基礎そのものを破壊することではあるまいか」と強調する。組合脱退工作は、まず校長・教頭に対してなされ、校長は部下に教組を脱退しないと人事異動のとき不利になるからと、「自発的脱退」を勧告するといふ形です。それから教育次長(地教育事務所長)が教頭会の理事を集めて「教組がある限り郡上の教頭は校長にしない」と言明した。さらに地方教育事務所の幹部はPTA役員を動かして、PTA役員個々の教員に働きかけるといふ工作もなされたといふ。「正常化」の過程では、人権侵害ともいふべきケースが数多く出た。ある校長は全員脱退するまで帰宅を許さ

ないといつて職員をかんづめにした。ある女教師は、校長が教育長、村長、村会議長、農協幹部を動かして農協に勤めている夫に圧力をかけて、夫が離婚を脱退を迫った。問題なのは、脱退させた校長自身、自分が正しいことをしているとの自信をもっているものはなく「私のいうことがメチャクチャなことでは確かだが、私の立場も考えなくて」とか「世の中の流れには逆らえないのだ」といった態度をとっていることだ。竹内氏は「教師が行政のための機械になった状態を『教育の正常な』あり方とみなすことによって、教育を完全に行政に従属させようとしている」といふ、教師に自由がないとき、こどもの自由もなくなるであらうし、両者の自由がないところで、学校は真の人間形成の場になりうるだろうか。いまや子どもは学校で教育されているのではなくて、管理の対象にしかならなくなりつつある」と、問題の重要性を指摘する。これは社会党が岐阜県の問題を取り上げたから言うのじゃないのです。私は現場におりまして、子供がきょう一日けがしなかった際には――あるいは青少年非行化の問題で私申し上げましたように、学校へ警官が立ち会って卒業式をしなければならぬ、こういうような状態が出てきている。人間の基礎が破壊される中で文部教研だけ先に進んでみたって私は問題だと思ふのです。そういう点についてやはり反省がなければならぬと私は思ふのです。そういうような要素は全然ありませんか。教研それ自身をやっていくことが教育をよくすることだといふがむしろ、あんな考え方というものは、私はやはりこの際ゆるめて、反省し

てみる必要がある、その点を申し上げておるのです。それが一つです。それはどうですか。

○福田政府委員 先ほども申し上げましたが、何が何でもがむしにやるというだけではございませんで、やはり私もとしては、研修をやるにいつては、研修の目的一本やりにやっていきたいというところを、ことばは足りませんけれども申し上げた次第でございします。もちろん、教師の資質を向上するといふその範囲内の問題といたしまして、生徒、児童の指導というところは非常に大事でございします。それは先ほどから申し上げたとおりでございします。現在学校の現場において非行青少年の問題は、御指摘になりますように、教育上も非常に重要な問題でございします。したがって、私も、この問題については今後真剣に対策を考えて、教育的な問題として解決し得るものは、できる限り教育的な場としてこれを取り上げて解決していきたい、こういうような考え方で対処いたしております。そのために、生徒の指導のために必要な生徒指導講座というものを設けたりして、これは今後ともこの教育会館等で実施をするわけでございします。文部省の主催で各都道府県の教職員を対象にして、相当充実した講習をするつもりでございします。またそれらの生徒の指導に必要な、いわゆるカウンセラーのような職員を配置する必要もございします。そういうものも今後漸次拡大をしていきたい、拡大するには、まずその養成をはかっていかなければならない、そういう点から、生徒指導講座等によりまして、十分講習を受けた先生方をそれらの専任のカウ

ンセラーに配置していきたい、こういう考え方も持つておりまして、できる限り今後ともそういう方面を充実強化していきたいというところでございします。それも研修の二内容でございします。

○三木(喜)委員 そういう考え方、それもいいでしょう。先生がそういうような子供の指導をどうすべきかという問題もあると思うのですが、それ以前に、この教育会館に疑問がかかっているのは、この岐阜県に行なわれているように、文部省の中で教員組合脱退というところを、権限化しておるか権限化しておらないか別問題として、そういうことを非常に考えておられる。こういうことが行なわれておる以上、一方では教育が大事だ、人間性は大事にしなければならぬ、こう言っておきながら、一方では人間性を否定するようになっている。先ほど私が申し上げましたように、研修に出なかつたら職務命令違反だということであるというふうな事態が起こってきたこと、あるいはまた、ここで私の言うことはめっちゃくちゃだけれども、どうぞ教員組合を脱退してもらえぬか、そうでなかつたらおれの立場がないのだ、こういうようなことがやはり如実に現われておる。このころに、文部省の背景的な意図があるとは私は思ふ。それをそのまま黙認しておいて、そして研修だけ先にやってみて、そして、一向ようならないというところを私は申し上げておるわけでありまして。そういうことが人間の基礎を破壊する、人間形成の場というものが管理だけの場になってしまふおる、そして研修でもあるまいかというものが私の考え方です。

それから、もう一つ出ております。これは教師の自由について宗像誠也氏が婦人公論の「教師の退廃と母親の心構え」という中で強調されておられます。それが載つておるのですが、「宗像氏は東京新聞(二月三日号)に発表した論文『教育―その課題』での主張を繰り返して、プレゼント、アルバイト、リベットの「三ト」にも言及する。だが「三ト」は退廃のむしろ末の現象であり、真の退廃は「教師が本気で『やる気』をなくしている傾向のこと」と「教師の自主性喪失」だといふ。教師をそうした状態に追いやっていけるものは、宗像氏によれば、「世界に類例のない非人間的な」動評だ。学力テストの平均点をよくし、動評成績を上げるため、愛媛県では遅進児を休ませたり、できる子をできない子のそばに並べて見せて、書かせたりする学校も出てきた。愛媛のある教師はこうした事例をこまかに書き「問題なのは教師自身が不正をやるばかりでなく、子どもにも不正をすすめる、子どもの人権まで侵すような非教育的なことを平気でやる教師が出て来ているということだ」と、書いてよこしたそう。学校にひろがる教育の退廃をなくし、人間の尊厳を守るため創造力と責任感と思ひやりにあふれた教育を展開しよう、というのが宗像氏の結論である。」「この教育行政―この教育会館の中に、何が何でもやるんだというがむし、あんなものでなくして、この際私がつくづく思うことは、両極作用に拍車をかけるような教育状態のままに置いておいて、教育会館だけ前へ進めていく、研修だけ前へ進めて、前へ進めと号令をかけても、進めないということ

を私は言つておる。進んだように見えるかも知れません。校長に對しましては研修会に出て行つておるようかつことをとつておられますけれども、その自主性が喪失されていくようなことになれば、これはゆゆしい問題だと思ふ。その点を言つておるのです。

第二の問題は、教育に内在しているところの問題、それをあなたの方がやはり出しておられない。(それは別の問題だ)と呼ぶ者あり)別でなければ、それは研修と大いに関係ありますよ。そういう点はどうか。

○福田政府委員 私は宗像さんの所論とは意見が違ふのでございします。今日の教育界にいろいろの問題があることは私もよく存じております。しかしながら、教育の退廃といふことばをお使いになつております。私は教育の退廃といふことには賛成いたしたくないのでございします。いろいろ問題がございしますけれども、私も、やはり日本の教師といふものは、生徒児童の教育を担当する以上、十分に自主性を持つてやっていたきたいと考えるのであります。そういう教師みずからが自主性を十分備へた教師であることこそ基調であると思ひますので、研修自体においても、できる限りそういう自主性を備へるような研修を私も望んでおるわけでありまして。別に宗像氏と論争するつもりはございしませんけれども、その所論には私は賛成いたしたがたいことを申し上げておきます。

○三木(喜)委員 人それぞれにいろいろ意見があると思ひます。あなたが反対されてはだめだと私は申し上げませんが、しかし、そういうような教育の地にはつておるところのマイ

ナスの面、あるいはあなた方が意図されておるか、意図されておらぬかは別問題にして、教員組合の破壊というふうなことを一方ではやるといふこと、非人間的なことが行なわれておるといふこのマイナスの面、こういう面は文部省と関係ないことはないと思う。これはいま別のときにやるとおっしゃいますから、別のときにやるとおっしゃいますけれども、そういうことは研修と無関係で進められては困ると私は思う。そういう点を申し上げようと思つたのです。そういう地にあるところのマイナスの要素というものを十分認識した上でやはり教育会館なり、研修というものを進めていかなければならぬいじやないか、こういうふうに思うのです。そういう点で申し上げるので、あなたが反対するからだめだというわけじやございませんで、研修をやる以上、そういうものに対して目を向ける考え方があるかどうかということ

です。
○福田政府委員 私どもは研修の目的なり、研修の運営の方法については、三木委員が御心配になつておられるような点を十分頭において今後実施をいたしたいと考えております。もちろん、いろいろな御注意等いただいたで、私どもよりよく研修というものを運営してまいりたいと考えています。

○三木(喜)委員 それでは次に進みまして、前にもずっと述べましたように、国立教育会館法は二つの問題点を持つておる。その一つは、それぞれ教師というものは研修しなければならぬ法的な根拠を持つておるにもかかわらず、これに対して新たに法を設けて、そして教育会館が研究集会、講習

会を「主催」とする、この「主催」があるということをやつてきまして、それに付いては、荒木文部大臣、内藤初局長は、そんなことはかたがたいとは思いません、こういう話をいままでしておるのです。しかし、この間の委員会では、新たな一つの事象として、文部大臣は、ここにそういう問題を新たに提起して、そういうものを加えて提起してやることも、審議の途上、あるいは大臣がかわつたからという意見もあるだろうと思ひますけれども、かまわないのじやないか、それをよく審議してくれ、こういうふうにおっしゃつておつた。それは先ほど私も申し上げておるに、あなた、初中局長は、国立競技場法とよく対照してみてくれ、向こうにも業務をやることこの項目があるじやないか、こうおっしゃいますけれども、その対象は一般ですね。そういう研修の義務をいふられておるような法律が二重三重にないところの人に対しての法的な措置なんです。こちらは法がすでに厳然としてあるのです。それを食言されたということについては、新たに提案してもいいじやないかという論理は成り立つかもしれない。食言されて通り越していけば、なんぼ約束しておつてもそんなことはかつてだということになれば、それは別問題です。もう一つは、法的な根拠を与えるということについて、国立競技場法と同じにするというのには私は問題があるのじやないかと思ふ。一方は、一般の人には法がないのです。だから、そういう法を規制をそこにおいて私はいいと思ふ。一方は二重三重に法があるので、あなた方もこの提案の中にそれを

説明しておられる。その点の見解はどうですか。

○福田政府委員 経緯につきまして、すでに大臣から御答弁があつたこととでございますので、私から申し上げませんが、国立競技場の場合におきましても、もちろん一般という対象でございますけれども、主として対象として考えておりますのは、青少年あるいはスポーツ界の指導者、そういうものを対象にいたしておると思ひます。研修の規定というものはほかにはないと思ひますけれども、この場合におきましても、二十条の二号の問題でございますが、この教育会館が対象にいたしております教育職員あるいは教育機関の職員、教育行政機関の職員あるいは社会教育の関係者というもののについては、限定はされておりますけれども、教育職員あるいは教育機関の職員あるいは教育行政機関の職員というようにいろいろその中もございます。一般の教員だけでなく、その中に事務職員もおれば、あるいはまた市町村の教育委員会、教育関係等も含まれます。また社会教育関係におきましては、そういう教育委員会関係の職員も入るでしょうし、また図書館、博物館といったような社会教育施設の職員についても入るわけですね。また、そういうことで、ここに掲げておりますものは一応限定はされておりますけれども、そう先生ばかりを対象にしているというのではございません。したがつて私どもとしては、そういうものについてやはり研修を施すということについて、当然ここに書いても、教育会館の事業の内容として差しつかえはないし、また書くの

が当然だというように考えております。

○三木(喜)委員 そういう強弁のしかたをしてもらうたいよいよ困るので、私は先ほどからずっと、何がなんでもやるのだというふうな、こういう考え方はよしなさいということを言っているにもかかわらず、法の解釈はそんなでたらめなことを言つてもらつたら困ります。ここに出来る人は、あなた方が対象にしておられるのは国家公務員か地方公務員でしょう。それは研修の義務を課せられておるじやないですか。法律でちゃんと規制されておるじやないですか。事務職員だとかあるいは教育委員会の職員だとか、それは研修の法律がないから、この法律をつくつてもよろしい、法で規制してもよろしい、あなた、こういうふうな強弁のしかたをされては、もうむちゃくちゃです。あなたの方のほうから出してきておる法律の関連法の中では、地方公務員法にも出してきておる。前項の研修は、任命権者が行なうものとす。研修を受ける機会が与えられなければならない。と三十九条にそれをいっておる。教育公務員特例法にもそれをいっておる。地方教育行政の組織及び運営に関する法律でもそれをいっておる。それを私は申し上げておるのに、それらのものには法らしきものがないから、ここに法を設けてもよろしいじやないか、こうなつてきたら、これは強弁ですよ。だんだんあなたの方の性格がわかつてきた。そういうことを言ひ出すようになったら、これはたいへんなことだと私は思うのです。それから文部省設置法にもこういうことを書いておるじやないですか。初等

中等教育局の事務、大学学術局の事務、社会教育局の事務」とありまして、さらに社会教育局の事務を讀んでみますと、第十条第六号に「研究集会、講習会、展示会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。」ということを書いておられます。こういうことを書いて、法が二重三重に行使されておるのにもかかわらず、何にもないからこれをやるのだ、いま、あなた、そう言つたでしょう。違いますか。
○福田政府委員 私が先ほど申し上げたのは、何もいふからやるのだと言つたのはございせん。この範囲を私は一応申し上げたのでございまして、あるものもあるし、ないものもあると考えております。たとえば社会教育関係の団体などの場合におきましては、別にそういう研修の規定というものは根拠法がないわけでございます。そういうものも含めておりますので、この範囲を申し上げたのでございまして、本来申し上げますと、これは、この前の委員会でも申し上げましたように、業務の内容でございまして、この教育会館法案が成立した暁におきまして、このみずからの施設を利用して、みずから研修等を行なうという、そういう事業の内容を書いたものでございまして、別に根拠になるような法律のあるなしということには関係がない、私はこういうふうに解釈しております。

○三木(喜)委員 そういう団体なんかは団体の構成員についてやらなければいかぬので、団体はそんなにこつそりこれらものではないと思ふのです。そこも私は見解がたい違つてくると思ふのですが、社会教育団体のものにつ

いては、それこそ社会教育団体ですか、法の立場なんか、少なくとも国立競技場法のように、業務を行なうことができるくらいにしておけばいいと思うのです。主催するとかいうような大げさなことを書いていくという事は、ほかに差し支わりがたふさんで、二重三重に受けておる者があるのですから。そうすると、ここに拠点を置けば、文部省のいままでの一切の法的な立場というものを全部ここにゆだねることもできる。文部省は、この問題について全部教育会館に肩がわりすることもできるのです。そういう危険をあえておかさなくても、団体なんかあれば自由に参加できるのだということを大臣も言っておられたが、私はそういう規定を設ける必要はないと思うのです。どこまでもサービス機関にしなければならぬと思うのです。そうしておいても何にも私は間違いないと思うのです。団体まで何でもかきこむことによつて規制しなければならぬのですか。

○福田政府委員 別に団体を規制する考えは毛頭ございせんが、現在の教育公務員特例法のいわゆる研修の規定におきましてもおわかりになりますように、「教育公務員は、その職員を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならぬ」という規定がございます。したがって、その研修につとめるにあたっては、あるいは国が実施する講習会に参加しよう、あるいはまた他の団体等で適切な施設があれば、それに参加しよう、その形はいろいろあると思います。したがって、この教育公務員について任命権者だけ、あるいは行政機関だけが研修施設を設けて、それにおいて研修させるということではなく、もっと私は広いものだと考えておるわけでございませう。一般の団体にいたしましても、あるいはこういう特殊法人が研修の機会を与えましても、それはそれぞれの内容と目的に応じて研修の機会に参加するということとは、これは自由であらうかと思ひます。

○三木(喜)委員 そうすると全然これについては主催するという、これをとる意思はないわけですね。これだけ私たちのほうではやましく言つて、問題の点だということをおつておるのですが、あなたのほうは法の規制を受けないものもその中にあるからということですが、私が言うのは、そういう規制をしなくてもいいものに法の規制を持つてこようという考え方があつて、ここに問題があるかと思うのです。そういう点をひとつよく反省してもらふ必要があるのではないかとおつておるのです。第一の誤りがここにあるのですよ。そういう気持ちはないのですか。

○福田政府委員 繰返して申し上げますけれども、ここに掲げております業務の内容に関する規定は、他に法律の規定があつたらうと、それは関係がないということをおし上げておるわけでもございまして、これによつて何か団体を規制するとかそんなことではないのでありまして、この施設を利用して、みずから適切な研修会等を実施することができるといふ、そういう規定にすぎないわけでありませう。それ以上の解釈をするのは私は無理だと考えます。

○三木(喜)委員 大体話の発展のしかたから考えて、あなたは法律がないものがあるからこれをやるんだ、それは何かという団体だということだ。そういう任意団体なんかは規制する必要はないと私も言つておる。一般の団体はやはりそういうことは規制する必要はないですよ。そうしたらとつておいたらいいじゃないかと、必要だ必要だ、こう言う。そこがおかしい。そこを反省して、とる気はないかどうかということですよ。主催するということとはとればすんなりするんじゃないかということですよ。そういう気持ちはないですか。

○福田政府委員 御意見でございませうけれども、私のほうとしては特殊法人としてこれを設立する以上は、みずから適当な事業を行なうということとは、これは他の特殊法人においてもやつておることでございませう。したがつて、この二十条の二号のような規定を置くほうが適切だ、こういうふうに考へておられます。

○三木(喜)委員 これは事業を行なうんですよ。いろいろな事業を行なつておるじゃないですか。その中で主催するということ、事業だけが非常にかどが立つておるといふことを申し上げるので、これをとつたら事業ができないうという印象のあることばであつたは答弁されておられますけれども、そうじゃないのです。これをとつても何ら害はないじゃないですか。いまの答弁を聞いても、それを申し上げておるので、サービス機関でもある、それからそれ自体いろいろな運用をするということもできる。あるいは私はそこに研究もできるようにしたいと思つたのです。研究は国立研究所なんかを使うということでは了承できますけれども、

も、機能を考へてみますと、四つくらいあるのです。その中で主催するといふことが非常に耳ざわりになるなといふことを言つておる。そうしたらずつといふまでの話の発展のしかたから見れば、そんなものは要らぬ。団体にまで規制しなければならぬ。そこにあるからこの法律を設けるのだ、そういう条文を設けるのだ、こういうぐあいにおつしやつておる。それがわからぬのです。

○福田政府委員 先般来三木委員が御指摘になりましたいろいろ御心配になつておりますようなことは、私もよく理解ができるのでございませう。したがつて、結論として申し上げますと、やはり運用の問題ではないかと思つたのでございませう。

〔長谷川(峻)委員長代理退席、委員長着席〕

したがつて、教育会館の運営について公正な、しかも法律の趣旨に従つた運営をするというつもりでございませう。したがつて、この第二号のような、みずから講習会を主催するという規定も、これは私は必要であるといふふうに考へるわけでございませう。その必要性に基づいて運用する際には、十分その点を私どもは留意して運用してまいりたい、また会館当局自身が、そういう点については十分な配慮をすべきである、こういうふうに考へておられます。

○三木(喜)委員 ああ言へばこう言ひ、こう言へばああ言ふといふことで、問題をばくらかそうとしておられるのですが、こうです、局長。要は運営にあるとおつしやるけれども、その運営は法律から出るのですよ。あなた方は前から、運営問題についてはそれをいたしません、とこういうふうに言つた。主催しませんでした。しかし、現在の法律をつくる段になつてきたら、その運営問題として問題になつてきた中に法律を入れてきて、法律に基づいて正しくやつていくようにいたしまして、そのとおりやつていくに入れておけば、そのとおりやつていくじゃないですか。運営じゃないですよ。法律の一番根拠ですよ。基つかなかつたらいけないというのです。それをいまいくらうとおつておるのです。それから、運営の問題じゃない、法律の問題です。そんな言ひのされで、運営問題でうまくやれば、そんなことはないでしようという言ひは私は承知できない。そういう言ひのしかたというものには実に不誠意なまじりない言ひ方です。ふらふらと答弁を持ち回つておるだけですよ。私たちが持ち回つておると言ふかもしれないけれども、そうじゃない。どうですか。

○福田政府委員 私どもはこの規定は必要だと考へておりますが、いろいろ御指摘になりましたように、あるいは会館の運営として何か教職員に命令するとか、あるいは監督するといふようなことはないかといふような意味合いの御質問が再々ございましたので、そういうことはあり得ないということをおし上げたわけでございませう。そういう点については御疑念があれば、これは十分法律の趣旨にしたがつて適正に運営されることを私どもは念願いたしておりますが、そういうことはないといふことを繰返して申し上げるわけでございませう。そういう意味で運営の問題だということをおし上げたわけ

けでございます。

○久野委員長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時十九分休憩

午後四時二十九分開議

○久野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

国立教育会館法案に対する質疑を続
行いたします。三木喜夫君。

○三木(書)委員 国立教育会館の運営の問題に入りたいと思いますが、まずこの前に研修の問題をお聞きいたします。自主性をそこなわないということとを第一にお聞きし、研修意欲を退廃さすような、そういう条件をつくらなというここと、これを第二に申し上げました。

第三に申し上げたいことは、文部省のほうから出された文部省主催の研究、それから三十九年度の文部省の事業計画予定表を見まして、若干御質問を申し上げたい。

それは文部教研のあり方、研修のあり方がやはり納得のいくところの研究講習でなければならぬ、こういうふうに思うからです。いまここに出されておりますところの教研というものは、主として研究発表会、大体千五百人ぐら

い集めてやられる教育課程に対するところの研究発表会が主として報告されております。こういうものは当然この教育会館でやりになるのだらうと思うのですが、どうですか。

○福田政府委員 文部省でやっております小学校、中学校、高等学校等の教育課程の研究集会は文部省主催である

ことは間違ひございませんが、これは場所としては教育会館でやりたいと考えております。

○三木(喜)委員 そのほか、私ずっと調べてみますと、研究発表会のほかに中学校の教育課程研究集会、それから高

等学校の教育課程研究集会、それから幼稚園の教育課程研究協議会、こういうものも地方分散の形でやられております。しかしながら、東京に集中してやられるものが、そのほか教育課程分野以外に職制分野として全国指導主事主管課長会議、それから校長研究協議会、それから校長指導主事研修講座、それから産業教育担当指導主事研究協議会、それから教育委員会事務局職員研修講座、理科センター所長会議、これが職制分野と管理職者の会合のように思うのですが、こういうようなものもいままででは東京でやられておりますが、教育会館でおやりになるのでしょうか。

○福田政府委員　ただいま御指摘になりましたような各都道府県の主事あるいは主幹課長あるいはまたその他の職員との連絡協議会あるいはまた校長、指導主事の講習会等はこの教育会館などの施設が利用できる範囲におきましてはこれも利用いたします。また別の施設も場合によっては利用することを考

○福田政府委員　そういう専門的な講習会等におきましても教育会館を利用する場合もありますし、また他の学校その他の施設を利用することもあると思います。

三木(憲)委員　政教史支関係分府で

昨年年度英語教員研修教育中央講習会、それから高等学校産業教育実技講習会、高等学校職業教育研究集会、職業教育指導者養成講座、これは教科実技関係の分野ですが、これも教育会館でおやりになりますか。

○福田政府委員 全部とは申しませんが、教育会館でやるのも今後あります。また他の施設でやる場合もあります。

○三木(喜)委員 その中に、この前教育会館が自主的にやるものとして英語の教育等は教育会館でやります、こういうふうにおっしゃっておられましたか、文部省がいままで主催して東京で

やっておりまするようですが、その関係いかにも場当たり的に英語の研究を王権するのだというやうに何か思つきのやうな感じがしてしかたがない。文部省はすでにそういう計画をいままで持つておられるのですか。その辺の關係は教育會館の主權にこれをまかされるのですか、どういふお考えですか。

館の事業としてやってもらいたいと考えております。そういう意味において私は申し上げたのでございます。

○三木(喜)委員 それはきまってる
のですね。いまのお話を聞いていると
適当なものをということで、まだそう

ということをきめておられないようですが、すでに文部省はそういう計画を持っておるし、私の言いたいことは、その場その場で答弁を考えて、そうし場所当たりに言ってもらっては困ると思うのです。全体的な計画を立て、似いかにも教育会館の使命に即した、似

つかわしいものをやつていくという考
え方でいまお聞きしておるわけです。
○福田政府委員　もちろんこれは教育
館館の役員などきまつてからの問題で
ありますけれども、一応事業としては
いま申したような英会話の実習、こ
ういふものはやる計画の中に私どもと

合が多いと存じます。しかし兩方使つていくということも考えられるわけですね。

○三木(喜)委員　これは昨年度のもの
で、私の想像する教育会館がやるとこ
ろの講習会、あるいは研究会ではない
かと思うのです。しかしこういうもの
をずっと見通して、いよいよこの教育
会館法を審議する以上、その運営ある
いは運用の妙を得るために大体の計画
を立てておるだろうと思うのです。こ
れを見てみますと、千五百人から二千
人近いところの会員を収容する場合、
と思うのですが、それが一年中どうい
う配置によって、文部省の研究会とか
へってくるか。あるいは各自自主的な研
究団体に貸すその日数はどれだけある
か、よく言うところの、この教育会館
は自主的に運営するものをどれだけ見
積もっておるか、そして全体の収入を
どれだけあげていくかという、おおよ
での見通しを立てておらなければいか
ないと思うのです。そういう点につい
て、文部省が考えておる研究あるいは
講習分野というものがどれくらいノウ
ートを占めているか、その点をお聞
きたい。

【委員長退席、南委員長代理着席】

ことになりまして、その中から提供によつて収入を得るわけでございます。

したがって、初年度としては文部省の講習会、研修会等にも相当これは利用していただきたいと思います。この会館自体が考えております。この会館関係の事業としては、この前も申し上げましたが、大体百万円程度の予算と考へております。これは正式には会館が発足してから決定される問題でございます。

したがって、その予算の範囲内では、私どもとしては英語、英会話等の語学研修、あるいは、ここでは視聴覚関係の設備がかなりつばなものができますので、視聴覚教育に關係のある研修、あるいは実技の講習といったようなものもここでやることと適當であろうと思ひます。そのほか一般の教養講座と申しますか、講演会その他そういうものにこれが利用される。それらの予算の裏づけとしては、大体三十九年度としては百万円程度、その程度に考へております。

○三木(喜)委員 私に質問に半分答えてないですね。私は三つの種類があると思うのです。他の自主的な研究団体に貸す場合、文部省それ自体が使う場合、教育会館それ自体がやる場合、この三つの目算的な分野、三分の一、三分の一、三分の一になっておるかという、そういうような比重、それをひとつ聞いておきたいのです。それからいまあなたの方では全体の経費で説明なさいます。全体の経費で説明するといふことになりまして、昨年度は三千万円程度でやっておったのか。そうすると本年度はそれと同じことになる、こういうことが言えるのです。が、全体六千万円という中で三千万円

は人件費、その他三千万円という全体の経費の額というものは、費用で言われるなら三十八年度とどういうことになるか、そういうふうにひとつお聞きしたい。

○福田政府委員 会館は三十八年度はございせん。

○三木(喜)委員 文部省の研修会全部の費用です。

○福田政府委員 三十八年度におきましては、文部省のすべての研修会あるいは研究集会等合わせまして、予算といたしましては七千六百八十七万円でございます。三十九年度はそれが若干ふえまして九千万程度にふえておりますが、三十八年度の中で考えますと、この会館自体が先ほど申し上げましたように語学研修とかあるいは視聴覚関係の研修とか、そういうものを考えましても、比重からいへば非常に小さいものでございまして、予算的にも百万円程度ですから、直接比較にならないかも知れませんが、回数あるいは予算的にも割合としては非常に低いということを申し上げておきます。

○三木(喜)委員 七千万円で三十八年度やられた。そのうちで地方でやられているものもあるでしょう。四千万円ぐらい地方でやり、三千万円ぐらい文部省が持ち込みで研究会をやるわけですね。あと六千万円というものは教育会館そのものに残っているわけですか。本年も七千万円盛っているのですか。それは全部文部省の経費から消えたのですか。全部教育会館に移ったのですか。全部ダブらないとして三千万円ダブっているのですか。

○福田政府委員 私の申し上げた三千万円というのは、教育会館の三十九年度の運営費でございます。人件費を除いた事業費に充てるべき運営費でございます。これはもちろん光熱水費、各種の事業費でございます。その中でみずからやる経費としては百万程度だといふことを申し上げました。文部省の研修費はそれと関係ございせん。

で、先ほど申し上げましたように、三十九年度は教職員の研修費を約九千万計上しております。これは地方でやる分、あるいは中央でやる分を含めまして合計でございます。そこで教育会館としては、文部省にこの施設を提供して、いわゆる借料、そういうものを払ってもらふとか、あるいは一般の団体に施設を提供して借料を払ってもらふ、こういうものによつて会館を運営するわけであります。

○三木(喜)委員 そこまで聞いていないのですよ。とにかくどのようにして運営していくかということの中で、文部省から持って入ったところの研究集会とかそういうものは全然費用要らぬのです。借り賃は出さぬのです。その点どうですか。

○福田政府委員 これは特殊法人ですから、文部省が借りましても借り賃は払うわけでございせん。そして払ったものは教育会館の収入に入ります。

○三木(喜)委員 わかりました。そうすると、九千万円というものは昨年度より二千万円ふえている。そうすると文部省の今度の研修というものは何があふえているのですか。二千万円ふえておりますが、何をふやしたのですか。

○福田政府委員 これは大体におきまして、単価が昨年よりも三十九年度は上がっているという関係で、各講習会について特に新しいものはございせん。ございせんが、そういう単価のアップあるいは若干回数があふえているものもあると思ひますが、そういうことによつて七千万円が九千万円にふえているということでございます。

○三木(喜)委員 この計画書では、六月十八日から二十日までにかけて道徳教育指導者講習会、それから六月二十九日から七月一日にかけて同じく道徳教育指導者講習会、七月七日から九日まで道徳教育指導者講習会、そして一番最後に道徳教育研究発表大会というものがあつて、これは今度の資料等が出ております関係で新たに加えた分ではございませんか。

○福田政府委員 これは道徳資料を加えたからということではなくて、道徳教育の講習会につきましては最終的にはそういう研究発表の形で昨年もやっております。したがって資料に関する研究ももちろんあると思ひます。そうではなく、道徳教育自体についてのそれ以外のものも相当いまままでやっておるわけでありまして、そういう関係の経費でございます。

○三木(喜)委員 私は文部省教研の中であらういふ申し上げたいこともありますが、しかし非常に不十分でございまして、そういう皆さんによく御検討をわづらわさなければならぬ問題があると思ひます。そこでこの資料を中心としたところの研究をするかしないかというのを聞いておきたい。

○福田政府委員 道徳教育の講習会は各地区でもやりますが、それについては資料についての研究ももちろん含まれます。

○三木(喜)委員 次にお聞きしておきたいことは、特設道徳教育の時間というものをいまだどのように実施されておるかという面、この資料を出すまでの御検討をなされましたか。

○福田政府委員 その点につきましては、昨年教育課程審議会におきましても道徳教育の問題を取り上げました際に、一応現状の分析としては道徳の時間を特設いたしましたも、各現場の学校ではその特設時間の内容について教師自体が非常にもあまじいところというものが大抵の現状だといふような認識に立ちまして、道徳教育の資料としてなるべく豊富に道徳教育の資料を提供する必要がある、こういうような立場に立つて答申が行なわれました。文部省としても、現在の中学校校におきまして道徳教育の特設時間が十分充実した教育が行なわれてない、現場の教師としてはいろいろその扱い方に困っておられるということを私も考へておるわけであります。

○三木(喜)委員 道徳という問題をいろいろな面から文部省に意向をただしてみたいと思ひますが、きょうはそういう問題ではございませんので、別の日にしておきます。

この道徳教育を指導するべき講習会とか、そういうところで私はたいへんなことを聞いておる。そこで文部省は道徳教育というものをどんな見地から進めようと思つておるか。私たちは道徳というものは集団の中の生き方を教えるものだと思うのですけれども、文

部省の見解が違ふような感じがする。どういふような見解を持っておられるか。

○福田政府委員 小中学校の道徳教育につきましては学習指導要領にきめられております。したがって二十一年、三十七年度の学習指導要領の項目に従つた道徳というものを教育するのが私どもの考え方でございます。したがってこの定められました学習指導要領に従つて子供に対して道徳の内面化をはかつていく、こういうような考え方では現場においても実施されるべきである、そういう方向において指導すべきではないか、こういうような考え方ではございません。

○三木(喜)委員 そうしますと、道徳教育は学校全体の中でやるという考え方は変わりはないのですか。

○福田政府委員 これは道徳の時間を特設いたしましたも、当初から文部省としては道徳教育というものは各教科において当然やるべきものだ、しかしながらそれを深めるために道徳の特設時間を設けて、いわば扇のかなめとも申しますか、そこで総合的に組織的にやつていくというふうな考えでございます。この道徳教育の時間を特設したわけでございますが、基本としては各教科においても当然それを展開し、受けていくというところは方針として変わりはございません。

○三木(喜)委員 私はなぜかということを知りたいとおもいますと、一般に市販されておられるところの三月八日の朝日ジャーナルに、文部省のお役人も出て、道徳教育のこの資料につきまして説明が載つておる。これを読みますと、もしもこういう考え方では文部省教

研がどんどん進めていかれるということになるとこれはたいへんなことだと思ふのでお聞きしておるわけなので。問題点だけ出しますと、この見出しは「道徳教育と指導資料」「新しい人間をどうつくるか」この討論のやりとりを見たのですが、私の問題としたのは、文部省の初等教育課長がどのような態度でこれを言われているかという事です。もうお読みになっておる方は感じておられるだろうと思ふのですが、道徳教育と指導資料については別に論議するとして、これに出ておられる人は、東京都世田谷区三宿小学校校長金沢市さん、文部省初等教育課長西村勝巳さん、東京都練馬区谷原小学校教諭渡辺五郎さん、横浜市老松中学校教諭小宮隼人さん、それから東大教授、東大付属高校校長宮坂哲文さん、この五人ですが、このうちで小学校長の金沢さんは大体的な役割りをとつておられる。西村さんは役人であり、渡辺さんはこれについていろいろ問う側に立つておられる。小宮さんと東大教授の宮坂さんが道徳教育についていろいろ意見を述べておられますが、これに対するところの文部省の役人の方の受け答えというものが私は非常に気になった。教研の内容については今後この文教委員会でお聞きしたいと思ふのですけれども、こういうやり方でやられるということになると教研というものがますます高圧的になりはしないか。

〔南委員長代理退席、委員長着席〕先がた二つの要素を私は申し上げましたが、自主性を尊重しなければならぬということ、それから学力テストとか入学試験とかいうことによって逆

に、道徳教育だとかあるいは研修とかいいながら、子供たちは成績をよくするために不正をやつてもいいというふうな退廃的な環境を文部省自体がつくつていないかという問題。第三には、こういうような押しつけがましいところのやり方、われわれはおまえたちを教育してやるのだという態度でやられたら、私は現場の先生はますます研修ということに對して意欲を失うのじゃないかと思ふのです。これを一べん読んでみます。道徳教育指導資料が生まれるまでの大体的経過は最初に金沢先生がいろいろ説明されて、今日道徳資料が出たという必然性、いきさつを言つておられる。その次に「現場の実態はどうか」という問題で「指導資料の作成が困難であつた。これはそのとおりです。一般社会の倫理感の動揺や、思想的な対立などから自信も勇氣も薄れて、「古い公式論や権威ありそのうな人の考えを借りないと大きな声でものが言えない」とこれを文部省のほうから役人が言われておる。小宮先生はこれに對して、資料に對して不信がある。資料を見つけてやつてみた。しかし子供は受け付けない。たとえば、リソカンとかガンジー、そういう問題を出してみますと、子供たちはこういうことを言つておる。「一生懸命働き、そこで生き抜いていくだけです。そういう人が出て、そういう人を見習うというのではなくて、生き抜いていくだけです。」「かなり割り切つていくという事。もう一つ大事なことは、受験体制がここ三年ばかり強化されて、文部省の学力テストが行なわれて、いろいろな学力テストの点数が、極端に

いうと一切を支配する。悪い点を取ると教師も学校もそれで評価されるという事で、とにかく自分のクラスの子供たちの点数を上げることに懸命になる。それで道徳の時間がテストの答え合わせに使われているという始末です。」「資料がほしいという時期は確かにありましたけれども、いまはそうではない。」「こういう話をすると、文部省の課長さんは、おまえは全国の事情を知らないからだ、こういう答えなんです。こういうふうな受け答えを、こういう一般に売られておるところのこういう座談会の中でやられては、これは現場の先生は、いろいろな意見を言わなければならぬという座談会で、ここで課長も言われておるように、自分の思つておることを言い、そしてこれは是なりと思ふことを言い切ることがいふ大事なこと、これを最初に説明されておるそのあとでこれを言つと、これは全国の事情を知らないからだ。——これは事情を知らないからにしておきましょう。

その次にこういうことがあります。「日常生活との結びつき」です。道徳というもののついていろいろ問題点が出されてきて、そして、宮坂先生というものは東大の教授ですが、道徳というものは集団の中の生き方を教えるものだ。西村先生は、社会の中で個人というものがどう生きるかだけではない。人間というものの意味を見詰めることが大切である、このように説明している。そこで司会者が「文部省は個人の内面へ向けた道徳を相当強く言つておるのじゃないですか。そうすると西村さんは、「社会生活を尊重することは当然ですが、これは単に社会

生活が外面的にできればよいというものでなく、一人一人が何かがゆえにそういうことをしなければならぬか、そういう価値の自覚に到達させるのでなければほんとうの道徳というものは生かされてこない、生きた道徳ではないという考え方についています。宮坂先生は「それはそれとおりです。」「社会生活なり集団生活の中での友だちなり先生なりに対する態度というものが内面的に深められていかなければならぬ、そのことが集団の中でこそ問われていかなければならぬ。社会生活を実践していく中で内面的な倫理性をどう育てるかという事です。」「それに対して「そういう迫り方だけが道徳の指導のすべてではない。」「こういうぐあいに言つておられるわけです。そして、あとは時間的に読むことを省略したいと思ひますが、今度、小宮先生と西村先生とのやりとりの中で、道徳教育というものは学校全体の中でやるべきであるという、そういう主張をなさつておられるわけです。たとえば愛国心という例を引っぱり出してやつてみても、中学校の一、二年では最初におとなの道徳をあげてくる、それをなくすることのほうに愛国心ではないかという考えが出てきた。それから二年、三年では「人間の顔と国土の顔」その中でこういう説明がしてある。私もこれはまだ少し見えていないのですが、ここに書いてあるとお読みしますと、「二年、三年生になるともつとこまかに疑問や意見を述べてくる。たとえばあの文中に人間の顔と国土の顔と同じだというようにいつているが、それは違ふという意見、あるいはかつて日本は朝鮮、台湾を管理し、国土開発をしてやつたとある

が、あれは日本の侵略だという意見がある。それらは子供たちの主體的な疑問や意見なのだから、一々解明していかなければ指導にならない。このように言っておりすが、それに対して文部省の役人は、そういうへたな指導をするなどという言い方です。そうするとよいところだけをこういう問題については見せるのかという疑問がその次に起こってくる。それから一番問題になるところは、いろいろ討論の末「学級づくりへの期待」という点が出てまいります。小宮先生がやはり言っておりますが、資料だけでやっていると、道徳教育は「教育における人間不在を引き起こす」と思います。子供の内面、つまり彼らの人間的な願いや要求や関心あるいは生活意識に迫っていかない限り子供の道徳的な成長は期待できない。このように言っておりますが、いろいろなりとりはのかしきすから誤解があるかと思ひますけれども、一番しききに文部省の西村さんは「道徳について何もわかっていない、たいへん遺憾である」——私はここに

出ている人は道徳についてわかっていない人が出てくるとは思ひませんのに、こういうきめつけ方がなされておる。そして一番しききに東大の宮坂さんと西村さんのやりとりの中で、いろいろ話の内容はありますけれども、結論だけ申し上げますと、西村氏は大きな誤解で無責任以外の何ものでもない、こういうように言われております。この中で私は非常に気になりますことは、「なぜ文部省が道徳教育の副読本なり教材、資料を直接つくってはいけないうか、その理由はいろいろありますが、一つは国が学校教育の教材を直

接つくって与えることは、戦後の民主的な教育行政の基本原則に抵触します。教育基本法第十条には「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」と書いていますので「云々」それからもう一つは現場の心理的な問題。文部省が幾ら創意工夫を説いてもむだでしょう。たとえ手間ひまがかかっても現場の教師たちの道徳教育への多様な取り組みを大切にすることが結局近道であり、それがまた新しい道徳の建設という民族的な営みを促進することにもつながるのではないかと思います。」というのとに対して、それは大きな誤解だと思います。その次に言っていることは、これはこの教育委員会月報を見ますとそういうことが如実に出ておりますが、これは私は問題はあるかと思ひます。「教師の教育権などというものは全く根拠がない。そういう意見を主張される方は国民全体に対して責任を負うと言われるが、それが国民全体なのかはつきり説明した人は一人もいません。どうやって責任を負うのか、その方法も全く説明がない。それはことばだけのことで無責任以外の何ものでもありません。そして大事な国民をだれかが意図する方向に持って教育するの都合がいい、そういう教育課程の自主編成や教育権などという論理はだれも了解できないと思ひます。これについては教育委員会ですぐと念のいたところの説明がしてある。私たちはもちろんこれについては教師は教育委

員会に所属して、教育委員会が国民に責任を持つておる、間接的に教師が国民にそこで責任を負う、こういうことが私はあり得ると思う。その論議は別問題にして、そういうことがないというのを今村さんがこの教育委員会月報の中に述べておられます。それをここで言われたんだらうと思ひますけれども、行政官が国民に責任を持つたというように、いままではそういう説明をしたものがない。だれが国民全体なのか、こういうことを言われるというところに私は問題があると思ひます。私はこれを読んでみましてまだ問題点はたくさんあったわけですが、文部省教研というものがこういう感覚でやられるということになりますと、これはたいへんなことになります。だからこそ教育会館をあなた方がストレートで信用して、教育会館というものはサビスのためだ、サビスのためだといっておきながら、こういう思想が一方では流れておる、こういう点はいろいろうかがい思ひますか。

○福田政府委員 その朝日ジャーナル座談会、それも私詳細に知りませんが、これも、いま御指摘になりましたようなことを拝聴しておりますと、座談会ですからやはりいろいろな意見が出まして、かなり激したような場があったのではないかと、こういうように私は想像するのでございます。したがって、意見の対立ということとは当然あったかもしれませんし、それはそれといたしまして、そのようなことでもってやられるのではないかと、御懸念でございますが、私も私としてはそういうことではなくして、道徳教育の講習会等におきましては、私のほうとして

ては一流の学者その他道徳教育について非常に造詣の深い方々をお招きして、それによって具体的に道徳教育の指導方法というものを解明していくというのがねらいでございますから、そういう御指摘になっておられましたようなことではなくして、私も私としては、現場の先生方が道徳教育を今後実際に担当していきまます上において、十分身につけて得るような内容をやっていただくつもりでございますし、学者その他の実務家からそれらの内容を講習会においてやってもらうというのが趣旨でございます。

○三木委員 道徳教育というものは私たちが絶対反対という立場をとっておりません。これはやらなければならぬ問題点がたくさんあります。したがってこういうような高圧的なことをやらないうで、道徳教育というのは結局人間の道ですから、それをお互いに心得し、子供たちにそれを移さなければならぬのです。その中でやはりこの一つの座談会でも、討論なら討論の形で人を納得さすという方法ならいいですけれども、最後の結び結びで、こんなばかんなことではないかと、そういうへたな指導をするのか、それならいかにしたらいいかという具体的な案を示して、親切的指導をしていってこそ道徳教育を説くところの態度ではないかと思ひます。こういうような態度で、今度新しく指導の資料が出されましたが、これが説明されるといふことになりまますと、これまたこの研修の要案になると私は思ひます。この教育会館を使つてのいろいろの行事がありますけれども、そのこと

すのは、厚生年金会館などであろうと思ひますが、それの大体四割引き程度で考へておるわけでございます。そうしてこの各会館の部屋あるいはホール等につきましては、そういう程度でなく、教育関係者に対してはできる限りサービスをするという考へ方であつて利用してもらいたい、こういうような考へ方でおるわけでございます。これも決定するのはやはり会館が発足いたしましたして理事会その他の役員会によつて正式に決定されるべきものだと考へております。

○三木(喜)委員 大体四割引き程度といひましても、大部屋と小さい部屋とがあると思ふのです。私も大体検討してみますと、小さいので二十坪ですか、その程度の小さいのがあると思ひます。それから大きいのもあると思ふのですが、全体を含めてその率で貸していく、こういうことですか。

○福田政府委員 全体を通じて大体四割引き程度で考へたいということでございます。たとへば会議室の大きいのを一例として申し上げますと、厚生年金会館では午前、午後、夜間にわたつて料金が違つておりますが、午前には千四百四十七円、それから午後は二千二百一円、全日通じて使います場合に四千六百円というような料金になつていくようにございまして、その場合と同じような広さの会館の部屋を比べてみますと、午前は大体九百円、午後は千三百円、一日通じて使つても二千八百円、それくらい安い料金で教育関係には利用してもらふ、こういうことで、これは一例でございます。

○三木(喜)委員 その貸す対象が問題になると私は思ふのですが、この前に

もお尋ねしましたように、全国的規模の教育研究団体が百一ですか、それから学校管理運営研究団体が十六、総合研究団体が三、その他の研究団体が二十八ある。こういうものが全部借りたという場合には、会館が詰まつていない限り貸すということになるのですか。

○福田政府委員 それらの教育研究団体で、その事業のために使う場合におきましては、もちろんあつておれば貸すということにならうと思ひます。

○三木(喜)委員 どういう基準でそれを貸すのか貸さないのかというところの基準を出していただくわけですか。

○福田政府委員 これは会館の目的が第一条に掲げてありますように、「教育関係者の資質の向上を図り、もつて教育の振興に寄与すること」を目的とする。というところでございますから、そういう趣旨にかゝる事業であれば何でも貸すということになるわけでありまして、特別にこれに貸してあれに貸さないというふうな基準はないと思ひます。

○三木(喜)委員 例をあげますと、日本教師の会、これは教育研究団体としております。それから国民教育研究所、これは理事長が宮之原貞光です。それから日本教育国民会議、これらに對してどういふような考へを持っておられますか。

○福田政府委員 それらの団体が申し込みをいたしました場合には、具体的事業によつて十分検討されることになると思ひます。

○三木(喜)委員 具体的事業とはそこを借りるところの事業ですか。それともそれが現在やつておるところの事業

ですか。

○福田政府委員 実施をする事業と思ひます。

○三木(喜)委員 日本教師の会もそういうことですか。——P T A 関係はどうなりますか。

○福田政府委員 P T A 関係におきましても、その実施する事業によつて当然これは検討されると思ひます。事業のいかんによると思ひます。

○三木(喜)委員 P T A のやる事業なら大体わかつてゐるじゃないですか。あるいは講演会をやるとか、あるいは総会をやるとか、そういうことだと思ふのです。それ以外に商売をしたり、そんなことはあり得ない。会場をサービスとして提供するというのだから、サービスとして貸してもらいたいというのは、ほとんどその会館を使うおまな内容になつてくるのじゃないですか。

○福田政府委員 必ずしもそうばかりではないと思ひます。P T A ですからP T A の会員の自己研修の場合にもそういう申し込みがあるかも知れません。またP T A 自体が何か資金をつくるために演劇その他の興行をやる場合もあるかも知れません。そういうものは具体的な事業によつてきめていく、そういうことだと思ひます。

○三木(喜)委員 一階と二階とで大体大きな舞台をとっておられます。一階のほうはかなり大きい、二階はちょっと小さいのですが、それらが使用されるというところで何か興行をやるという大きな話が出てきたわけですか。実際はこの大きな舞台というのはどういふことに使うわけなんですか。

○福田政府委員 これは固定席が千五百余りでございまして、千六百人ぐらい

は入ると思ひます。したがつてそういうような多数の研究会等を実施します場合にはこの大ホールを使ひたいと思ひます。また舞台は狭いわけですが、消火関係の設備やいろいろな設備がかなり充実しておりますので、そういう点で映画会とか演劇あるいは音楽会というふうなものにもこれは利用し得るわけでございます。したがつても余餘があれば、そういうものに使ひたいという場合には検討して使う場合もあり得ると思ひます。

○三木(喜)委員 今度は会館法案の内容について若干お聞きしたいと思ふのです。

第一条とか第二条、第三条、これはいままでお聞きしましたのでことさらにお聞きすることはございませぬが、第四条に「別表に掲げない不動産及び政令で定めるその他の財産の価格の合計額に相当する金額とし、政府がその金額を出資する。」こういううぐあいがあります。この中で政令ということがかなり出てまいつておるわけですが、政令で定めるところの財産その他の財産、これはどういふものをさすのですか。

○福田政府委員 この第四条の一項でございまして「政令で定めるその他の財産」といふのは、国立教育会館の設立の際にこの法律の別表に掲げておられます土地に定着するもの及び別表に掲げておられますところの建物に付属する工作物、並びに文部大臣が指定する物品になるわけでございます。したがつて言ひかえしますと、設立の際に政府から現物出資される財産で、工作物と物品をさす、こういうふうに御了解願ひたいと思ひます。

○三木(喜)委員 そういうふうなのは政令にゆだねていかなければいかぬという理由があるのですか。政令というといふ幅が広い。これは原研におきましては財界からの、政府以外の出資があり、その価格の合計額とするということも必要だと思ふのです。これは政令で定めなければならぬという性質のものですか。

○福田政府委員 こういう書き方は、法文の例文みたいなものでございまして、ただ物品等につきましては、一般の寄付で購入するものもございまして、非常にこまかい品目にわたるわけでございます。したがつて政令に譲るといふほうが通例のやり方でありまして、

○三木(喜)委員 私はこの教育会館法を初めから大体四つに分けて考へておる。一つはサービス機関、一つはそれ自体が自主的に主催するといふようなものを、それから研究自体をやつてサービスを、これは国立研究所と提携しなければならぬ、第四番目に営業をやると思ふ。その営業をやるのは、国立教育会館法案のその次にありますところの「定款をもつて次の事項を規定しなければならぬ。」というところに入つてくると思ふのです。ただ七だけ「業務及びその執行に関する事項」といふところは、多少機能面の大きな問題があると思ふのですけれども、一般特殊法人とか財団法人とかの形態はここにとつておると思ふのです。その中でかなりの利益が上がるという予想をここに立てて、そうして「財務及び会計に関する事項」、こういうものを八としてきめ、そして九は、定款の変更、それに対して文部大臣の認可を受けなければならぬ、こういう問題が出てく

ろうと思う。それをどれくらいに押えておられるかということも事業全体の計画の中から出てくるだろうと思うのですが、文部省はこれに対してどういう考えを持っておられますか。どういう全体計画を持って教育会館を建てられたのか。もうからないのはわかっておるのです。

むということでございます。営利事業そのものを会館そのものがやるわけではございません。教育のためにこういう場所を提供して借料を収入として見込むということでございます。したがって三十九年度は、正確に申し上げますと一応の見積もりは六千七百十四万円

程度の運営費の予算を見込んでおります。その中で人件費等につきまして約三千万の国庫補助がございしますので、差し引き施設の運営収入といたしましては、見込みといたしましては、三千七百万程度でございします。その程度は収入として上がるのではないかと、こういうように考えております。

○三木(喜)委員 教育会館法の六条に、「教育会館は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。」原子力研究所の法律では、この原子力研究所という名称を用いてはならないと

○福田政府委員　そういう考えはございませんが、教育会館という名称を使った場合に、これに対する名称使用禁止の規定を置くかどうかということ、私ども一応研究いたしましたわけですが、私ども一応研究いたしましたわけではないと思いますが、それほどのものではないと考えておりますので、そういう規定を置かなかったのでございますが、だ

○三木(三)委員 役員の点に入りたいのですが、役員は館長一人、理事三人以内、監事二人を置く、こういうことになっておりますが、私たちの考え方では、こういう研修というようなことを主体に取り扱うところのもの、あるいはまた自己の意思で主催してやると

いうことが入ってくる以上、やはり役員の中にも、民主的な運営がなされるために、大臣の任命だけによらぬで、ほかに民主的な方法によつて選ぶという方途が講ぜられるか、あるいはそういう考えも加味していくやり方が必要ではないか、このように思ふのです。こういうぐあいに書かれてしまします

と、やはりそこに問題があるのじゃないか。特に教育会館、研修という問題を主体に取り扱うところの会館においては、なおさらそういうことが必要だと思ふのですが、こういうことは政府

興をはかることを目的にいたしておりますので、そういう見地から、館長なり理事なり、そういう役員というものはそういうことに十分な学識経験を有する者の中から適当な者を文部大臣が選ぶということを規定しているわけでございまして、規則としてはそれで十分ではないかと考えておる次第であります。

会館を代表し、その業務を総理する。」「監事は、教育会館の業務を監査する。」「監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、館長又は館長を通じて文部大臣に意見を提出することができる。こうなっておるのです。これは、利益が相反したとき

がその次に書いてあります。第十五条、「教育会館と館長との利益が相反する事項については、館長は、代表権を有しない。この場合には、監事が教育会館を代表する。」こういうように、代理人の選定がここになされております。そういったしますと、十四条は十五条を受けた場合、館長を通じてそうい

うことを文部大臣に報告をする、あるいは館長に報告をする、これでは、館長は代表権を有しない、こういうような場合が起こった場合に、私は十四条と十五条が完全にそごしないか、こ

も考えられるわけでございます。一般的に、監事が監査した業務の内容について、必要があると認めるときは館長に対して当然に意見を出す、あるいはまた館長を通じて文部大臣に出すというところでございますから、これは通常のことを言っておるわけでありまして、したがって第九条の四項の規定

するようにには解釈はいたしておりませ
ん。そういうことではないと思いま
す。

○三木(喜)委員　そういう解釈に立つ
と、十四条と十五条と出してこれな
いと思うのです。具体的にそういうこ
とをやらなければならない必要が起こつ

てくる場合は、館長のやっておることが会館の利益と相反する場合に、文部大臣に報告しなければならぬような場合は、そのとき館長を通じていって一体どういうことになるのですか。十
五条を受ければ、役員の兼職禁止と代
表権の制限という問題とがそこに当然
食い違いを起こしてくる、そういう懸

念はありませんか。

○福田政府委員　これは観念的に申し
ますとそういうことも言えるかと思ひ
ますけれども、十五条の場合はこれか
らやろうということでございます。こ

由いたしますけれども、ただ經由するということだけで、その監査の結果をチェックするとかなんとかいうことではないと思います。そういうように解釈をしていただきたいと考えます。

○三木(喜)委員　ちょっと了解しにくいのですが、時間が過ぎますので、そ

二十人以上の評議員会の構成、これはどういう構想を持っておられますか。

○福田政府委員　館長の待遇につきましては、これは文部省所管の他の特殊法人の理事長と大体同じ——大体というか、俸給等は同じ扱いにいたしております。

その次に評議員の構成の問題でございますが、この評議員は教育会館の運営につきまして適切な運営をはかるために、館長の諮問機関として置くわけでございますから、したがってそういう運営について十分適切な意見を出していただけるような学識経験者を選ぶということでございます、私どもと

して一応考えておりますのは、小学校、中学校、高等学校あるいは大学等の関係者から評議員を選ぶ、あるいはまた都道府県市町村の教育委員会の関係者の中から適当な評議員を選ぶ、ある

いはまた社会教育関係あるいは文化関係等からも評議員を入れる、あるいはまたそのほかに、教育、言論関係の一般の学識経験者からも評議員を選ぼうが適切であるかと思ひますので、そういうふうな、この会館の運営について適切、有益な意見を出していただけるような学識経験者というものを約二十名程度選びまして、そういう方々によってこれを構成したいと考えております。

○三木(喜)委員 この館長ですが、館長は、最近やかましく言われておりますように、高級官僚の天下り場所になるというふうな懸念がないか、これを私たちは非常に心配するわけです。それは天下り人事になつても、その人に能力があり、誠意をもつてやつてもらえるならいいですけども、私たちが知つておる範囲では、もう年齢的にもかなり年をとつておられる、そしてそういう機能を果たされないような者が高給で、しかも飾りもののようななかで、こうでこういふところへ据えていかれる。こういうことは、私は問題があると思ひます。そういう例はたくさんありますけれども、ここでそういうことを一々申し上げることは控えたいと思ひますが、しかし、そういう場所にこれがあるということになれば、私は問題だと思ひます。そういう点は、政府のほうで十分考えてもらいたいと思ひます。

それから、評議員会につきましても、さきにきめられた寄付を募つて、来た人、協力財団法人、そういうメンバーをそのまま横移していくということ、これは、いかにも幅のないやり方だと思ひます。こういう点についても

十分民主的な運営のできるようなやり方をとつてもらいたいと思ひます。この教育会館法の問題については、私たちはぜひぶん文句を言つてきたのですが、そういうことが一つも聞き入れられないでやられるということになります。この第三條の二項にございまして、に、定款を作成して文部大臣の認可を受ける、それから、それに続きまして、認可を受けた場合には、政府に対して財産の出資を求める、こういうふうなかなり事務的なものでございまして、したがいまして、設立委員の構成といひましては、もちろん文部省関係の職員、それから国有財産を出資いたします関係上大蔵省関係の職員、それからこの教育会館を設立するにあたりましていろいろ寄付その他を募集いたします関係からいたしまして、そういう協力財団の役員の中から適當な方をお願ひする、こういうふうなつもりでおるわけでございます。人数にいたしましては、これは何人になければならないといふこともございせんし、適當な人数を必要だけ文部大臣に任命していただく、それによつてとにかく設立の事務的な作業を進めていくといふことでございます。

○久野委員長 次に、長谷川正三君。○長谷川(正)委員 三木委員のほうからだいたい詳細な御質問があつて、かなり明らかになつたようですが、二、三逐條的に御質問申し上げます。評議員会の権能と申しますか、扱う事項として、定款の変更といふことがございまして、最初に定款をつくるのは、あとの附則のほうを見ますと、設立委員を任命して、それに付くらせるといふことになつております。これについていままですでにお答えがあつたかも知れませんが、私聞き落としたので、設立委員の任命についてはどのような構想を持っておられるか、伺いたいと思ひます。

○福田政府委員 この附則の第三條に、教育会館の設立に関する事務を処理するために、文部大臣が設立委員を任命するといふことがありますが、これはいふばかり事務的なことでございまして、設立委員が任命されまして、この第三條の二項にございまして、に、定款を作成して文部大臣の認可を受ける、それから、それに続きまして、認可を受けた場合には、政府に対して財産の出資を求める、こういうふうなかなり事務的なものでございまして、したがいまして、設立委員の構成といひましては、もちろん文部省関係の職員、それから国有財産を出資いたします関係上大蔵省関係の職員、それからこの教育会館を設立するにあたりましていろいろ寄付その他を募集いたします関係からいたしまして、そういう協力財団の役員の中から適當な方をお願ひする、こういうふうなつもりでおるわけでございます。人数にいたしましては、これは何人になければならないといふこともございせんし、適當な人数を必要だけ文部大臣に任命していただく、それによつてとにかく設立の事務的な作業を進めていくといふことでございます。

○福田政府委員 過去の例によりますと、もちろんダブルの場合もございしますが、必ずしもダブルでない場合もあるようでございます。したがいまして、いま御指摘のように、定款そのものは非常にならざるを得ない。大事なものでございまして、これを作成する場合には、やはりいま申し上げましたように、特殊法人のいろいろなる事例がございまして、この教育会館の定款作成にあたりまして、他の特殊法人の例を十分参考にしてつくられるものであらうと思ひます。そういう点から申しまして、ただ、それを進める手続等は、私が先ほど申し上げましたのは、ことばは足りませんけれども、かなり事務的な手続だといふことを申し上げたわけでありまして、これは、やはり事務的なことおっしゃいますけれども、すでに定款はきめられてしまふわけですね。それから館長が任命されるということになりますか。評議員は、その定款自体の最初の策定にあつては何ら意見を述べられないといふことになりませんか。

○長谷川(正)委員 そうしますと、まず疑問が出てくるのですが、もちろん教育会館そのものにございまして、この会館法自体が大きな基本的な内容規制をすると思ひますけれども、実際には、定款であるとか、業務方法書であるとか、あるいは毎年の事業計画であるとか、予算であるとか、こういうようなものが大事なのですか。

○委員長退席 坂田(道)委員長代(理着席)

○福田政府委員 これは附則の第二條によりまして、文部大臣は、館長あるいは理事等を指名するといふことになつております。したがいまして、定款作成のときに、普通の場合は館長となるべき者、あるいは理事となるべき者が指名されて、それに入るといふことが考えられるわけでございます。私どもとしては、そういう方がここに入つて、先ほど申し上げたような方々と一緒に定款を作成するといふのが通例の場合でございます。

○長谷川(正)委員 先ほど三木委員のほうからいろいろ御意見を含めた質問があつた中にも出てきています。が、やはり私は、この運営がどうなるかといふことは、役員構成がどうなるかといふことと非常に大きく関係すると思ひます。もちろんこの法案自体も完全なものになつていなければいけない。と思ひます。そういう場合に、館長、理事、監事、それから評議員——評議員は役員の中に入りますか。

○福田政府委員 役員と評議員は別でございます。

○長谷川(正)委員 そうしますと、役員と評議員、これらの構成が非常に大事だと思ひます。一応各学校別の代表であるとか、地方教育委員会の委員代表であるとか、文化人であるとか、経験者であるとかといふようなお話もありましたが、もう少しつっ込んで、たとえば、しばしば御説明で、この会館はあくまで教職員に親しまれる、自分たちのものといふような式で、気楽に研究にもこれらいろいろ資料も見にこられる、こういうようなものにしたたいというお話もありましたが、そういう

○長谷川(正)委員 そうしますと、役員と評議員、これらの構成が非常に大事だと思ひます。一応各学校別の代表であるとか、地方教育委員会の委員代表であるとか、文化人であるとか、経験者であるとかといふようなお話もありましたが、もう少しつっ込んで、たとえば、しばしば御説明で、この会館はあくまで教職員に親しまれる、自分たちのものといふような式で、気楽に研究にもこれらいろいろ資料も見にこられる、こういうようなものにしたたいというお話もありましたが、そういう

○長谷川(正)委員 そうしますと、役員と評議員、これらの構成が非常に大事だと思ひます。一応各学校別の代表であるとか、地方教育委員会の委員代表であるとか、文化人であるとか、経験者であるとかといふようなお話もありましたが、もう少しつっ込んで、たとえば、しばしば御説明で、この会館はあくまで教職員に親しまれる、自分たちのものといふような式で、気楽に研究にもこれらいろいろ資料も見にこられる、こういうようなものにしたたいというお話もありましたが、そういう

点について、いわゆる一般教職員を代表するようなものをそういうところに加えていくというふうなお考えはあるかないか。

○福田政府委員 この教育会館の評議員につきましては、それぞれの個人が評議員としてりっぱな識見を持つておいでになるかどうかということによってきまると思いますが。したがって、校長会あるいは教員の方からこの評議員というものは選任されるかもわかりませんけれども、教職員の代表とか、あるいは何とかの団体の代表というふうなことは考えていないわけでございます。もちろん、教育界のりっぱな方々を評議員としてこれに参加してもらおうという考えには変わりありません。そういう趣旨でございます。

○長谷川(正)委員 それぞれの団体の代表というふうなことになる、非常にまた問題も起きますので、いまのような御答弁になったと思いますが、たとえば、先ほどの各小、中学校別にとくに、中学校校長から一名、小学校校長から一名、そういうふうになりまわると校長会の代表だという形でお入れになるということだと、またいろいろ問題があると思う。ただ実際には、そういう代表的と思われる人を選ぶ、こういうようなことがお考えの裏にあると思うのです。ただ代表を入れますという御答弁はできない。しかし、実際はそういうふうにいるような教育界の相互のお考えが反映されるようにということが裏にあると思うのですが、そういう意味で一般の教師の気持ちを代表できるようなものを入れるという考えはないか、そういう意味で聞いたわけですから、そういう意味でお答えを願いたい。

たい。

○福田政府委員 先ほど申し上げましたのは、小学校、中学校、高等学校等の学校関係者の中からも評議員に当然入りたいということをお願いしたわけでございます。もちろん、先ほど申し上げたとおりに、あくまでそれぞれの個人の識見その他によって、評議員として適当かどうかということをも十分勘案をいたしまして、大臣が任命することになると思っております。

「坂田委員長代理退席、委員長着席」

○長谷川(正)委員 いまの人事構成の問題は非常に大事なことでと思うのです。ですから、具体的なお答えはできないと思いますが、特にこの問題について、大臣の人事上の御所見、御信念を承りたい。

○灘尾国務大臣 局長が答えたとおりでございます。私は、この会館の使命を達成する上からも、最も適当だと考えられる方をお願い申し上げたいと思っております。その選考の範囲も、決して小さく考える必要もないと思っております。学校関係の方からも適当な人があればなっていたきたい、このように考えている次第であります。要は、会館の目的にかんがみまして、これを行つたにやうな人を広く選考いたしまして人選をいたしたいと思っております。

○長谷川(正)委員 先ほど三木委員の質問に対する御答弁の中で、会館を借りるときにはどういふふうにして許可をするかという点に対して、その研究団体の業務を見て判断をする、こういうふうにおっしゃったように記憶しております。

るのですが、これはだれが見るのですか。それから、業務を見るというのは、何を見るのですか。

○福田政府委員 先ほど申し上げましたように、この会館でどういう仕事をやるかという、その内容を見るわけでございます。見るのは会館の役員でございます。当事者でございます。

○長谷川(正)委員 そうすると、研究団体の業務という意味は、平常その研究団体はどういうことをしているというのではなくて、会館でどういうことをしようとしているのかという意味ですね。

○福田政府委員 そのとおりでございます。

○三木(喜)委員 初中局長、さきがたいろいろな団体をあげましたね。その団体がどういふ仕事をしているかによつてきめるのだ、こういうことであつた。会館でやる仕事によつてきめるのですか。だれが来て大体講演とかあるいは講習会とか、こういうことなら貸すのですか。そういう内容なら実害も何もないわけですからそれでよろしい。そういうふうに解釈して……。

○福田政府委員 私は、先ほどそのようにお答え申し上げたつもりであります。どういふ団体でありまして、この会館の施設を借りてどういふ事業をやるかという、その事業の内容によつて会館の当事者がきめるべきものでありと解釈いたしております。

○長谷川(正)委員 質問を終わります。

○久野委員長 次に、受田新吉君。

○受田委員 このたびの教育会館の法案の御提出で、懸念される二、三の点をお尋ねして、当局の意図を明らかに

してもらいたいと思つております。

この教育会館の事業について、業務、特に文部省が館長の要請に応じて職員の研究等について大きな力を持つてはないか。研修員の選定等について文部省の意図が強く響いて、館長自身の自主性ある選考ということではなくして、文部省の推薦というものが強く響く危険はないか、この点ひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○福田政府委員 この会館で行ないます事業につきましては、必ずしも一様ではございません。文部省の主催する講習会、研修会等につきましては、これは場所をお借りして実施するわけでございます。これは文部省の方針に従つてやるわけでございます。その点につきましましては、館長がいろいろ意見を言うというところはございせんが、しかしながら、この教育会館自体が行ないます研修等の事業につきましまして、これは文部省のほうから意見を言うということではなく、会館自身が自主性を持つてそういう事業を実施するわけでございますから、それらについては御懸念は必要ないかと私は考えております。

○受田委員 いま地方公務員の研修機関として自治大学というものがあつて、これに一例をとつてみましても、その選考は地方庁の推薦もあるし、自治省の推薦もある。文部省が館長自身の権限を越えて、むしろ文部省がその選考の主体になっていくような形になってくると、また一つ問題が起ころと思つております。危険性があつたと思つて、それで、文部省が非常に公平な選考をしていただければいいけれども、文部省のいまの責任者で

ある文部大臣は自民党に属しておられる。一般の方でありましても、自民党に都合のいいような人物を選考する、こういう危険もあるわけですね。そこでひとつ灘尾先生、あなたは非常にりっぱな方であることを見てもおられます。文部省の責任者である、長官である大臣は、願わくば教育の中立確保という意味においては、大臣御自身がその環境に置かれてなければならぬと思つております。したがって、自民党員であつて、自民党の文部大臣という形でなくて、願わくば教育の中立確保を実践する意味において、たとえ政党政治といえども、教育行政の中立性を確保する意味において、文部大臣になられた人は党籍を離脱してもらふ。党員でない文部大臣という形をとるのが私は理想じゃないかと思つております。大臣いかがでございますか。

○灘尾国務大臣 文部省は申すまでもなく教育行政をつかさどるところであります。したがって、憲法、教育基本法等いわゆる教育関係の諸法令のもとにおいて行政を行なつておるわけでありまふ。私、自民党員でございますけれども、この文部大臣の、行政当局としての任務を果たします場合におきましては、法令に従つて、その範囲内において行動することは当然のことでありまふ。もしそのような当然のことを、たとえば自民党が不当に圧迫すること、あるいは支配するということでありまふならば、これは私はもちろん排撃しなければならぬ。法の命ずるところに従ひまして、その範囲内において法を執行し、あるいは文部大臣の権限として与えられておることを忠実に

やるのが私の職務であらうかと思うのであります。したがって、私は現在自由民主党に籍を置いておるわけでありますが、これを離脱しなければならぬというふうには考えておりません。

○受田委員 その考え方に一つの偏向があるわけですか。これはかつて天野さんは自民党員にならなかった。これは教育の中立性を強く実践をしたいという責任者としての決意が終始一貫しておったと思うのです。そのあとへ大達さんという方が文部大臣になられて、急に自民党員としての文部大臣として、教育行政の右偏向、そして、日教組と対決すると称して、例の中立確保等の二法案を出して、右偏向の教育行政に転換されたことは、いまや歴史の上に残った人とは言いながらも、われわれはなまなましい体験をしておるわけですね。そういう意味で、自民党の文教政策が中立性であるというこの考え方になるようにするために、自民党員でなくして、純粹な文部大臣として文部行政を担当する決意を離尾先生がお持ちになつてきたら、日本の教育はどんなに進歩し明るくなるかと私は思うのです。文部大臣、もう一度決意のほどをお伺いいたします。

○離尾国務大臣 先ほどお答え申し上げましたとおりであります。政党政派、そのようなものの不当な支配のもとに文部行政が属してはならぬと思うのです。その意味におきましては、私はあくまでも政党政派の支配によつて行政をやるという考え方はいたしておりません。法の命ずるところに従ひ、文部大臣に与えられておる権限を誠実に行使してまいるのが私の任務である。これを妨げるような政党がありとい

しますならば、私は自民党であらうとどこであらうと、これを排撃するにちゅうちょするものではございません。

○受田委員 あなたは、自民党の文教部会があなたに何か押しつけるという場合でも、これが中立性を確保するという場合には、断固排撃する決意があるかないか。

○離尾国務大臣 いまお答え申し上げましたとおりであります。

○受田委員 私は、日教組の代表者が大臣にいらるゝとお話し合いをしたいと申し出られたときに、離尾さんになられて、荒木さんと違つて、快くその話を聞こうという態度になられたと聞いておるのですが、それでよろしゅうございませう。

○離尾国務大臣 私は就任以来、まだ日教組の諸君とはお会いしておりません。

〔発言する者あり〕

○久野委員長 御静謐に願います。

○離尾国務大臣 まだ就任以来、日教組の代表の方々とお目にかつたことはございせん。この問題につきま

ては、日教組の諸君と会うとか会わぬとかいふ問題は、私が適當であると考へ、必要であると考えますならば、もちろん会うにやぶさかではございせん。現在の状態のもとにおいて、い

ま会ふ必要もなければ、会うことが必ずしも適當とも思っておりません。これはひとつ私の自由におまかせ願ひたいと思つておるのであります。

○受田委員 それがやはり文部大臣としては右偏向の考えでしよう。これは日本に現実にその行き過ぎがよしあるといえども、日教組というのは一つの組織体になつておる。すなほにその言

い分を聞いてやろうというところに文部大臣の中立性があるのです。自分が会おうという場合には会う、そうでなければ会わぬというのは、すでに右偏向のりつぱな証左が見えておるわけですね。別に日教組の言ひ分をお取り上げにならうとなるまいと、それはあなたのおかつてです。しかしながら、静かにその言ひ分を聞くということは、一応組織体としてできておる以上、

もちろん全国教員団体連合会もありますけれども、そういう教員の団体の責任者、組織の責任者といふもひざを交えて話し合ひするといふことは、これはやはり現実を十分重視した、右偏向でもない、左偏向でもない文部大臣としての責務があるわけですね。大臣、そういうお考えはないでしようか。静かに胸に聞いて答えをいただきたいと思ひます。

○離尾国務大臣 あなたのお話は筋としてはごもっともだと思ひます。ただ現実問題といたしまして、特定の団体と会うほうがいいか悪いかといふことは、いろいろのことを考えま

せん。筋は出てこないのではありません。筋につきましても、私は異存はございせん。ございせんが、いまおことばに出ましたから申し上げますが、日教組の諸君と会うか会わないかといふことになりますれば、現在会うつもりはございせんといふことを申し上げたいと思ひます。

○受田委員 これは私はなほ遺憾なことではございせん。大臣、内閣がかわつても、文教行政は不動の中立性を確保するといふ日本でありたいと思ひます。その意味では、文教行政が政

党政治の犠牲になつて、政権の授受に

よつて大幅に変革するといふ行き方ではなくして、少なくともいづれの党が

の文教行政を握つておつたとしても、

反対意見がこうある、世論がこうある

といふことを終始見つめて、公平な文

教行政をやつていただくといふことが

大事だと思ひます。大臣、この点は

御異存ないですね。

○離尾国務大臣 何の異存もござい

せん。

○受田委員 りつぱな大臣です。異存

のないところをひとつ実践していただ

くことによつて、大臣はいよいよ

ばになられるといふことを申し上げて

おきます。

さらに、今度は法案に触れてまいり

ますけれども、私、非常に懸念されるこ

とがあるわけですね。この国立教育会館法

案なるものの中に、特に立ち入り規定

を設けておるわけがございませう。な

な、犯罪捜査といふことがこれに出

てゐるのです。そういうことばを使わ

なければならぬような法案であるか

どうか。わざわざこういう条項を三十

三条に取り入れておられるわけがござ

います。が、他の類似の法律にこうい

うものを入れておるものがあるかどう

か。少なくとも文教に關係した法案と

して、「犯罪捜査のために認められたも

のと解してはならない」といふような

断わり書きを書きました理由がどこに

あるかを御説明願ひたいと思ひます。

○福田政府委員 三十三条の三項で

ございませうが、こういう規定はいわ

ば文部省所管の日本育英会、あるいは

私立学校振興会、あるいはまた私立学

校共済組合、そういう特殊法人がござ

います。その並みにおきまして、館

長は大体十八万程度でございませう。

おります。そういうことで御了解をい

ただきたいと思ひます。

○受田委員 この犯罪捜査のために認

められたものではないといふことは、

これはもうはっきりしておるわけ

です。それをわざわざ書かなければなら

ないといふその政府の意図が、私は理

解に苦しむわけですね。少なくともこれ

は「報告及び検査」の規定でございま

すからね。特に文教に關係した法案に

わざわざこういう断わり書きを書く必

要はないといふことを私は意見として

申し上げておきます。

なお、ここで今度館長及び理事にな

られる方々、これは相當の地位にある

立場と思ひますけれども、待遇はど

の程度にされようとしておるか。

○福田政府委員 先ほどもお答えいた

したわけがございませうが、この館長の

待遇でございませうが、これは文部省の

他の特殊法人の場合の理事長と同じ待

遇をいたす予定でございませう。また、

理事につきましても他の特殊法人と同

じ待遇がなされる予定になつておりま

す。

○受田委員 他の特殊法人には、高い

のは三十三万から、低いのは二十五万

です。ばらばらなんです。これを基準

にされるわけですか。公社、公団、事

業団、いずれを基準にされるわけです

か。

○福田政府委員 公社、公団ではなく

て、私の申し上げましたのは、たとえ

ば文部省所管の日本育英会、あるいは

私立学校振興会、あるいはまた私立学

校共済組合、そういう特殊法人がござ

います。その並みにおきまして、館

長は大体十八万程度でございませう。

○受田委員 館長を十八万に予定される。では理事は幾らにされますか、監事は幾らにされますか。

○福田政府委員 理事、監事は十三万程度でございます。

○受田委員 これは他の省の特殊法人と違って、相当低い水準に置かれておるようでございますので、まあ適当な額であろう、したがって了解いたしました。

そこで、館長代行の理事というものは一体だれが選定するのか。理事三人のうちで、館長の職務を代行する理事はだれがきめるのか、これもお答え願いたいと思います。

○福田政府委員 理事三名の中で常務理事としては、予定は一人でございます。したがって、それは文部大臣が任命いたすわけでございます。

○受田委員 その常務理事というのはどこに規定がありますか。

○福田政府委員 常勤の理事としては、予算上一名しか予定いたしておりません。したがって、常勤の理事として文部大臣が任命するわけでござい

○受田委員 他のこういう特殊法人には常勤と非常勤の理事がはっきり分離して書いてございます。なぜここでこういうばけた規定をお出しになられたか、御答弁願います。

○福田政府委員 文部省所管の特殊法人におきましては、法文の上にそれを区別いたしませんで、全部こういうように理事として規定しているのが普通でございます。その例にならな

○受田委員 それはいけないことだと思ふ。はっきり常勤と非常勤を区別して、常勤理事が館長の職務代行者とな

る、とはっきり法律にうたうべきです。法律の規定がないことをかかって文部省が融通のある措置をされるというところは、これは少なくとも法律事項になつてゐる以上は許されな

○受田委員 それはたいへん問題があると思ふのです。あなたは法律案を提案された事務官僚でいらつしやるので、はつきりしておかないといけな

○受田委員 それはたいへん問題があると思ふのです。あなたは法律案を提案された事務官僚でいらつしやるので、はつきりしておかないといけな

○受田委員 それはたいへん問題があると思ふのです。あなたは法律案を提案された事務官僚でいらつしやるので、はつきりしておかないといけな

○受田委員 それはたいへん問題があると思ふのです。あなたは法律案を提案された事務官僚でいらつしやるので、はつきりしておかないといけな

○受田委員 それはたいへん問題があると思ふのです。あなたは法律案を提案された事務官僚でいらつしやるので、はつきりしておかないといけな

○受田委員 それはたいへん問題があると思ふのです。あなたは法律案を提案された事務官僚でいらつしやるので、はつきりしておかないといけな

○受田委員 それはたいへん問題があると思ふのです。あなたは法律案を提案された事務官僚でいらつしやるので、はつきりしておかないといけな

○福田政府委員 それは一般の常勤の理事の給与でなくて、会議の出席に応じて会議の出席手当、そういうものを

○受田委員 それなら明らかに非常勤の理事として一項を設けて、その処遇についてもはつきり給与のところ

○受田委員 それなら明らかに非常勤の理事として一項を設けて、その処遇についてもはつきり給与のところ

○受田委員 それなら明らかに非常勤の理事として一項を設けて、その処遇についてもはつきり給与のところ

○受田委員 それなら明らかに非常勤の理事として一項を設けて、その処遇についてもはつきり給与のところ

○受田委員 それなら明らかに非常勤の理事として一項を設けて、その処遇についてもはつきり給与のところ

○受田委員 それなら明らかに非常勤の理事として一項を設けて、その処遇についてもはつきり給与のところ

○受田委員 それなら明らかに非常勤の理事として一項を設けて、その処遇についてもはつきり給与のところ

○福田政府委員 それは一般の常勤の理事の給与でなくて、会議の出席に応じて会議の出席手当、そういうものを

○受田委員 それなら明らかに非常勤の理事として一項を設けて、その処遇についてもはつきり給与のところ

○受田委員 それなら明らかに非常勤の理事として一項を設けて、その処遇についてもはつきり給与のところ

○受田委員 それなら明らかに非常勤の理事として一項を設けて、その処遇についてもはつきり給与のところ

○受田委員 それなら明らかに非常勤の理事として一項を設けて、その処遇についてもはつきり給与のところ

○受田委員 それなら明らかに非常勤の理事として一項を設けて、その処遇についてもはつきり給与のところ

○受田委員 それなら明らかに非常勤の理事として一項を設けて、その処遇についてもはつきり給与のところ

○受田委員 それなら明らかに非常勤の理事として一項を設けて、その処遇についてもはつきり給与のところ

○福田政府委員 役員に適當であるかどうかという判断から、不適当だとい

○福田政府委員 役員に適當であるかどうかという判断から、不適当だとい

○福田政府委員 役員に適當であるかどうかという判断から、不適当だとい

○福田政府委員 役員に適當であるかどうかという判断から、不適当だとい

○福田政府委員 役員に適當であるかどうかという判断から、不適当だとい

○福田政府委員 役員に適當であるかどうかという判断から、不適当だとい

○福田政府委員 役員に適當であるかどうかという判断から、不適当だとい

○福田政府委員 役員に適當であるかどうかという判断から、不適当だとい

部大臣がいけないという場合はどうい
う場合か、いいという場合はどうい
う場合か、それがわからないで、この法
律で一応委任しておいても、文部大臣
の判断でいいんだということでもやら
れたのでは、われわれが法律を通した
てたいへんなことになる。文部大臣は
一応用意しておかなければならないの
です。

○福田政府委員 他の特殊法人の場合
におきましても、その常勤の理事長な
り、役員として職務を遂行するに支障
がないと考えられる範囲のいわゆる軽
微と申しますか、そういう軽い職務で
ございましてならば、これは許可する
という事例もございました。したがっ
てこの場合におきましても当然教育会
館の役員として職務を遂行することが
できるかどうかという見地から個々に
判断されるべき問題であると思いま
す。

○受田委員 これはそのくらいにして
おきましようか。この次の代表権の問
題で、これは非常に懸念されることが
あるのですが、館長が利害相反して適
当でない、代表権を持たない。監事が
教育会館を代表したという場合、監事
がそういう立場に置かれたような場
合、特に監査の結果に基づいて必要が
あると認めるときは館長または館長を
通じて文部大臣に意見を出す。こうい
う館長を通じて出すという規定は、こ
の教育会館の代表権が監事に移ったと
きではないわけですか。

○福田政府委員 第九條の四項の規定
は、おそらく通常の場合をさしてある
と思います。したがって従来この教育
会館として過去に行ないました業務に
ついて監事が監査をする、その監査し

た結果について意見があれば文部大臣
に提出する、こういうことでございま
すから、それは普通の場合をさしてお
る、こういうように解釈をいたしてお
ります。

○受田委員 そうしますと、館長を通
じてということばはこれはなくして、
すぐ文部大臣に意見を出すという行き
方のほうが筋が通るのではないかと
思いますが、いかがでしょうか。

○福田政府委員 その点は御意見で
ございますが、私どもとしてはそういう
意見を出す場合にはやはり館長を通し
て、館長にも一応そういうことがある
ということを知らして出されたほうが
適当ではないか、こう考えておるわけ
でございます。

○受田委員 終わりにしますが、この
第十五條の教育会館の代表権が監事
に移った場合に、この第九條の規定は監
査の結果に基づいて必要があると思
え、というときの手続はどういうこと
になりますか。

○福田政府委員 第十五條の規定は、こ
れは過去のことではなくて、これから
具体的な事項について実施しようとい
う場合のことでございますから、十五
條の規定と九條の規定とは一応別個に
考えていただいて差しつかえないと思
はっております。したがってこの
十五條の場合におきまして、監事が代
表するということ場合におきまして、手続
としてこれは館長を代表しております
から、もし意見を述べるといことが
あれば、自分が館長の代理でございま
すから、特にその館長を通す必要はな
いからと考えております。これは運用
上の問題でございます。

○受田委員 わかりました。したがっ
て監事が教育会館を代表する場合
は館長としての職務を行なう、こう了解
しているのですか。館長がおつても館
長の職務を行なう、教育会館を代表す
るのであって、館長を代表しているの
ではないのですから、そこをはっきり
していただきたい。

○福田政府委員 それは御指摘のと
おりだと考えております。

○受田委員 もう一つ、この教育会館
によって新しい体制に基づいて研修制
度が設けられる。そういう際に、全
国的な規模で研修員を募集するとか、あ
るいはある特定の地域でやるとか、こ
ういふような問題は全部館長が企画し
て実施するということになりますか。
あるいは地方庁に委任するとかいふよ
うな形をとるのか、地方の教育委員会
等に委任するといふような形をとるの
か、そういう業務上の具体的な事例を
ひとつあげて御説明願いたい。

○福田政府委員 この教育会館の主催
し、実施をする事業につきましては、
教育会館の館長がきめるわけござい
ます。これは地方の教育委員会等とは
直接の関係はございません。

○受田委員 ちょっと私がお尋ねして
おるのは地方の教育委員会等とその選
考等を委任する、こういうような委任
業務というふうなものを行なう考えは
ない、かように了解してよろしうござ
いますか。

○福田政府委員 たてまえとして教育
委員会等とは別個でございます。した
がってこの教育会館自体がみずから事
業を実施する場合でございますから、
当然に自分の責任において実施する
ということになるかと思ひます。

○受田委員 おしまいに、そういう重
要な責任の地位にある館長は、一体ど
ういふ方面から選考されようとしてお
るのか。理事はどういうところから選
考されようとしておるか。おおむね、
従来こうした法律ができるときには、
一応予定される対象、個人の名が明ら
かでないでも、その大体的輪郭がはっ
きりしておるものでありますけれど
も、大よそ館長にはどういふ人が対象
になるか、理事にはどういふものを選
考するかという選考範囲をひとつお示
し願ひます。

○福田政府委員 この理事、館長にい
たしまして、教育について十分な経
験と識見を持つていの方で、この会館
を運営するについて十分な抱負を持っ
ていの方、こういう方の中から抽象的
でございますけれども、選考されるも
のと考えております。

○受田委員 終わりにします。

○久野委員長 他に質疑はございま
せんか。なければ、本案に対する質
疑は終局いたしました。

○久野委員長 本案に対し、長谷川峻
君外四名から修正案が提出されてお
ります。

国立教育会館法案に対する修
正案
国立教育会館法案の一部を次のよ
うに修正する。
附則第一条中「昭和三十九年四月
一日から施行する。ただし、次条及
び附則第三条の規定は、」を削る。

○久野委員長 まず、提出者から趣旨
の説明を聴取することいたします。
長谷川峻君。

○長谷川峻委員 それでは、ただいま
議題となつております国立教育会館
法案に対しまして、自由民主党、民主
社会党共同提案の修正案を御説明申し
上げます。

修正案の案文はお手もとに差し上げ
ておりますが、念のために朗読いたし
ます。

国立教育会館法案に対する修
正案

国立教育会館法案の一部を次のよ
うに修正する。

附則第一条中「昭和三十九年四月
一日から施行する。ただし、次条及
び附則第三条の規定は、」を削る。

この法案は、昭和三十九年四月一日
から施行することになっております
が、すでに四月に入つております
で、これを「公布の日から施行する。」
かように修正いたそうとするもので
ございます。

以上が修正案を提出いたしました理
由でございます。

○久野委員長 これにて修正案の趣旨
の説明は終わりました。

○久野委員長 本修正案に対して御質
疑はございせんか。なければ国立
教育会館法案並びにこれに対する修
正案を一括して討論に付します。

討論の通告がありますので、これを
許します。長谷川正三君。

○長谷川正三委員 私は、ただいま
で審議をいたしてまいりました国立教
育会館法案につきまして、反対の意見

まず第一に、本案提案に至る経過並びにその取り扱いについて、幾多の疑義を持つものであります。

その一つは、この会館設立にあたりまして財団法人をつくり、財界並びに親しみを持たせるという御趣旨で教職員から募金をなさったということであります。そのとおりであれば、また別の考え方もあると思いますが、すでに今

日までの質疑の中でしばしば指摘をされましたように、その募金の経過を見ますと、残念ながら資料として詳細な資料が出ておかないわけでありまして、どうしてもその経過におきまして、各市町村が割り当てられたり、地方教育委員会が割り当てられたり、あるいは校長会、教頭会等を通して事実上強制徴収と同じような効果を持つ募金の方法がとられたりいたしておるのであります。このことは、地方財政法の第二条で、「国は、地方財政の自主的且つ健全な運営を助長することに努め、いやくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。」というこの法律に抵触してはいはないかという疑義を持たせるのであります。また、今日高等学校の問題が非常に深刻な入学難をめぐって、その設立に各都道府県が苦勞をしておりますが、これに對しても、御承知のように、昨年同法二十七条の三におきまして、「都道府県は、当該都道府県立の高等学校の施設の建設事業費について、住民に對直接であると同接であるとを問はず、その負担を転嫁してはならない。」という規定をいたしております。さ

まして同様に、「住民に対し、直營であると同様であると問はず、その負担を転嫁してはならない。」という趣旨の規定をいたしております。こうした地方財政のためをこのやり方はみずから踏みこむおそれがあると思うのであります。そういう意味におきまして、まず募金をあわせ行なった点について大きな疑義を持つものであります。

次に、またこの取り扱いについてであります。御承知のように教育会館を設立するという法律を先に審議し、決定した後でなしに、すでに三十六年度において一億の予算化をし、さらにその後五億九千万円にのぼる国費を投じて会館を設立してしまい、しかも最後に、この国立教育会館法なる法律を出してきておるのであります。このことの経過は現行法の諸規定から照らして、必ずしも違法の措置であるとは申せないかもしれませんが、少なくとも国民に対して、こういう重要な目的を持ち、また日本の文教政策上重大な影響を今後に与える可能性を持つ法律でありますならば、当初からその目的、運営等を明確にして、法案として出し、この法案の徹底した審議と同時に予算化するというのが国民に対する政府としての当然の親切、正當、公正なやり方ではないかと思うのであります。しかるに、すでに会館が所要の手続をとったとは申せ、できてしまった後にそこに引き入れる魂が大きな疑念を持つような内容を盛てこられたのでは、国民としては、はなはだ迷惑と言わざるを得ないのであります。

のは、先般川崎委員のほうから質疑の際にも再三明らかにされておりますように、この会館法の性格に、当初これを建設してくる途上での説明とは重大な性格上の変更を加えて提案している点であります。すなわち、三十六年三月十七日の衆議院文教委員会におきます荒木文相の御答弁に、明確に「運営」ということは建物の管理、運用ということだけであって、たとえば教職員員の

研修会を催すことそれ自体を企画したり、あるいは研修それ自体をみずからの責任においてやってみたり、などということは考えられないことなんで、それはあくまでも文部省が責任を持って研修その他を行なう。」このように明確に御答弁をなさっておるのであります。しかるに、今回出てきておる法案におきましては、御承知のようにその二十条の一項二号の中に研究集会、講習会をこの教育会館という特殊法人が主催をするというような重大な変更がなされておるのであります。この変化につきましては難尾文相もこれを認め、その後、さらにこのほうがいいと思つてつくつたから本委員会において御審議を願へばいいというような御答弁があつたのでありますけれども、これは数をたのんで、文句を言うなら言え、今度はこういうふうにするんだ、こう言わぬばかりの態度にお見受けをいたしました、実に残念に思うのであります。羊頭を掲げて狗肉を売るといふことばがありますけれども、落合委員もその点を指摘いたしました、まさにその感を深くいたすのであります。

次に、教職員の研修の問題につきま

おきましても明確に規定されておりまして、原則的に、これは任命権者が教職員については研修について計画をし、また研修そのものが本来教師一人の自主的な活動に基づくものでなければ真の効果がない点を十分配慮して、研修の機会を与えなければならぬことを規定いたしておるのであります。しかるに今回の法律では——これを文部省がやるということについても

私はこの立法の精神から疑義を持つのでありますが、しかしこれはその後の文部省設置法等を見ますと、各局の仕事の中にそういう点が含まれておりますから、一応これは別の問題として、後にさらにこれはすっきり整理する必要があるということ指摘するにとどめますけれども、今回、文部省のみならず、この教育会館自体がこのような教職員の研究集会や講習会を直接主催するに至りましたは、まことに重大な内容の変更であり、この研修に關していまでも教育關係諸法規に規定されておるこの法規に屋上屋を架し、かつ重大な性格上の変更をするものとして強く指摘されなければならぬと思うのであります。私は少なくともこの二十条二号は削除されなければ、将来に重大な禍根を残すと思うのであります。

私は、この教育会館法が真にサービへの精神をもつて、全国の教職員が東京に上京してきて、そうして宿泊もでき、有能な資料も得られる、そこでまたみずからの自主的な要望に沿ったような各種の研修に自由に参加できる、こういう場所になるならば大いに歓迎をいたすところであります。また、心ひそかにこれを期待いたしておつたの

審議し終わるに至りまして、なほ重大な危惧を感じるものであります。

御承知のように今日教育界におきまして、あるいは文部省と日教組が対立しておるとか、あるいは自民党と社会党とが対立しておるとか、いろいろ問題はございます。しかしながら、先ほど受田委員も語る述べられたように、教育の世界においてはそうした党派思想、信条を越えて、憲法や教育基本

法の根本精神に立つて、公正に、かつ、平和のうちに創造的な自由の雰囲気の中で研究も進められ、教育も進められなければならないと思うのであります。その観点からいたしまして、私は特に、これは自民党の方々にも、もちろんわれわれも考えなければなりませんけれども、御承知のように私も戦前十一年、戦後やはり十数年の教職経験があるわけでございますけれども、教育勅語の精神にのつった教育に挺身をした過去の経験も持っております。その教育がすべて悪かったなどとは申しませんが、あのように教育が国家統制をされ、官僚統制をされたときに、国民をあげて重大なあやまちに引きずり込んだというこの反省だけは、私どもは今日、民主憲法下の国民として十分考えなければならぬと思うのであります。しかも、憲法施行後まだ二十年に満たないのであります。日本の民主主義の精神を真に定着させることは教育の重大な使命だと私は思います。そういう観点から、こうした教職員の研修が上からの思想統制の具に供されるような危険が少しでも起こらないように絶えずチェックするとは、これは党派を越えた、日本国

であります。そういう意味におきまして、私はこの教育会館法が、二十条二号にあるようなこういう項目を挿入しておることに対してはどうしても納得することができないのであります。

私はそういう意味で日本の教育がむしろ——今日教育界にいろいろ問題はありますけれども、何とか教育の世界においては、意見の違いも大いにあるにいいだろう、討論も大いにあるにいいだろうけれども、大きな、憲法や教育基本法の精神の中でお互いに自由な討論を尽くし、教育行政の立場の者もあるいは現場の教師も、ともにそれぞれの立場を認め合いながら協力し合うような状態を早くつくり出したいと思うのであります。

私がこの点において一言触れたいのは、これは共済組合の運営につきましては法において組合員の権能というのが明記されておりますために、今日非常にうまく運営をされておられ、教職員の福利厚生増進のために大きな効果をあげております。文部省と日教組とが対立しているというような、こういうことがしばしば言われておられる中においても、過去数年にわたって国としても都道府県としても大きな効果をあげている事実を私は指摘したいのであります。私は今度生まれ出るこの国立教育会館なるものが何とか日本の教育を両極端に分裂させるような一つのくさびになるのではなくて、相協力し、相論じ合いながら教育の中性の道を探究する、そういう殿堂にしていきたいということを心から念願し、すみやかに本法案に含まれておるそのような憂うべき事項を削除し、練り直されんことを心から要望いたします。反対討論を終わります。(拍手)

○久野委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。まず長谷川陵君外四名から提出された修正案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久野委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久野委員長 起立多数。よって、修正部分を除いては原案のとおり決しました。これにて国立教育会館法案は修正議決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○久野委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時四十八分散会